



# 大日本監獄協會雜誌第六拾九號目次

●論	○京都府監獄署全圖并摘要	曲木 如長	一四
●論	○監獄改良に就きて(承前)	佐野 尚	一五
●論	○松岡次官 ○在監人賞罰法一覽表	笠原 正造	一四四
●雜錄	○監獄改良の本題 ○在監人の所持金工錢の移送 ○監獄の會計 ○看守の職務 ○科程の點檢 ○看守長看守服制 ○看守押丁の給與 ○身分帳其の他の帳簿 ○監獄費國庫支辨 ○改正監獄則 ○内務報告例 ○押送中満利者の取扱方 ○炭坑の就役因 ○監獄課員山上坪井兩氏の巡閱		二五
●新聞摘要	○名籍原簿身分帳其他諸帳簿		二八
●新聞摘要	○刑法第五十一條應用に就きて ○北石居士に答ふ ○全○質疑三題の監人に答ふ		三〇
●新聞摘要	○第五回巴里萬國監獄會議佛國政府出題綱目 ○平井光隆譯		三四
●新聞摘要	○囚人骨格測定法	加地 鈔太郎譯	四二
●寄香	○卒衣に決して廢すべからず ○釋囚の種別 ○治獄要論 ○官制改正に付て		五四
●談話	○看守の怨言原因を走らす		五四
●統計	○前號統計の正誤		五五
●官報	○三件		五五
●通信	○北海道集治監教誨師待遇問題(承前)		五七
●通信	○不働説初夢判解 ○變名署長 ○流行語	風 和 尙	六四
●小説	○寂滅爲樂		六四
●數十件			六五

## ●會告

○本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單なるものゝ寄せられたし

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度

○郵券を以て代用せらるゝときは二割増たる事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は

○東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は

## 右廣告候事

## 大日本監獄協會

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

# 大日本監獄協會雜誌第六十九號

明治二十七年二月

## 論 說

### ● 監獄改良に就きて (承前)

曲木如長稿 (特別會員)

監獄改良の眼目は、専ら罪囚を減少するに在れば、國家の經濟上に、一大關係を存するものと論を俟たず、近年犯罪人の多きことは、實に非常にして、將來倍、増加するの傾向あり、就中再犯以上の多きは、驚く可くして、其の割合は、平均十中の五より、七八に達す、明治廿五年の調査に據れば、全國在監人の總數は、七万五千六百九十人なり、今外國との比例を舉ぐれば、佛國は二万五千人、普魯西は二万三千人、和蘭は一万六千人、白耳義は四千人なり、即、我が國は佛蘭西、普魯西よりは、五万人程多く、白耳義よりは、七万以上多き割合なり、即、我が國は、罪囚の多きと、他に比類なきを知る可し、今日監獄の爲めに費す所の金額は、集治監、并に、府縣監獄の費用を合はせて、一ヶ年、凡四百万圓以上なり、將來犯罪人の増加するに従ひ、國民は監獄費に、負擔の重きを加へんとす、外交上の關係より論するも、監獄の改良、又、最も必須なり、蓋、條約を改正して治外法權を撤去し、外人をして我が裁判權の下に立たしめんとするに當たりて、監獄の不完全なるときは、條約改正の上にも、影響を及ぼすに至らん、故に、政治上の關係よりするも、其の改良の策を講ずるは、目下の急務なりと信す

監獄改良に附帯して、講せざるべからざる問題あり、出獄人保護事業是なり、凡、四人が刑期満ちて、獄を出

つるや、親屬故舊の引取るものなく、社會の人に擯斥せられ、身を容るゝに所なく、糊口を爲すに途なきより、遂に、再、罪を犯す者、十中の七八に居れり、又、本刑を終ふるも附加刑の監視執行中にて、住居なく、又、引取人なくして、止を得ず、其の期限間、監獄の別房に留置せらるゝ者多し、別房留置者の數は、東京のみにして、三百人餘あり、全國にては、凡、千五百人以上あふん、而も是等の者は、其の期限満つれば、實際引取人なきも、監獄の外に放縱せらるゝを以て、再犯せざらんと欲するも得ざるの有様なり、故に、彼等を保護して、正業に就かしむるは、極めて必要なり、余は、今日監獄事業中、出獄人保護を以て、最、急務なるを以て、斷言するに躊躇せざるなり、歐米各國にても、現に監獄改良と共に、大に此の事業に竭力しつゝあり、即、現今到る所、保護會社の設立あふざるはなく、頗、好結果を顯はし、再犯者の數も著しく減少するに至れり、萬國監獄會議にても、毎會、出獄人保護の問題に論及せざるはなく、異口同音に、此の事業を擴張するの必要を唱へ、將來各國保護會社の間に、互に、聯絡氣脈を通じ、此の事業を擴張する方針に一決したりきと聞く、元來、出獄人保護は、再犯を豫防するに、最良なる手段にして亦、罪囚を減少して、良民か其の身体財産上に付き、直接間接に被害の害を除くに在れば、社會的事業に屬し、一國の經濟上にも、一大關係あることは、喋々を要せず、故に、國家は此の事業を獎勵すると共に、必要なる補助を與ふるの義務あり、但、其の獎勵補助に付きては、監獄に關する法令中に明記する者多し、凡、此の事業は、人民之を興ふし、政府之を獎勵し、當局者は出來る丈の便宜を與ふるにあらざれば、實際好結果を見ること難し、今日、我國に保護事業の盛なぶるは、一は此の事業に熱心竭力する者の勢なきと、又、一は、從來政府にて、餘り此れ等の事業を獎勵せざりしと、其の一大原因なりと思考せらるゝ、依りて余は此の事業に就きては、特に當局者の注意を請はんとするなり

諸君も知らるゝか如く、監獄事業に付ては、萬國が協同一致して、萬國監獄會議を設けて、其の改良進歩を圖れり、其の第一回は、倫敦、第二回は「ストウクホルム」、第三回は羅馬、第四回は露都「センペテルスブル」に之を開きたり、又、第五回は、千八百九十五年、即、明年巴里に開かんとす、今獨逸「フランクハルト」の第一監獄會議より以來、決議せられたる重なる事項を列擧して、諸君の參考に供せん

- 一 刑法を改正して、各國均一のものとなすこと
- 一 警察上、犯罪人の取扱を、萬國同一ならしむること
- 一 短期刑に處せられたるものに對し、一般に分房制を施行すること
- 一 分房制を施行するには、人種社會の狀態等を參酌し、又、羸弱者しくは、神經質の囚人には、此の制を施行せざること
- 一 又、幼年囚の感化教育に、十分に力を竭くし、其の教育法は、家族主義に據る可きこと
- 一 出獄人保護は、監獄制度に缺く可からざる補充法として、其の事業を獎勵すること
- 一 出獄人保護事業の目的を達せんか爲めに、會社を設くること、但、其の會社は、官立の性質を帶ふるものにあらず、私立として、政府より補助を與ふること
- 一 再犯豫防の最有力なる手段は、感化主義の監獄制度、條件付判決の制を採用し、及、習慣的犯人は、成る可く長期の刑に處すること
- 一 再犯を減少するか爲めに、再犯人に對し、必、刑を加重すること
- 一 監獄の役業は、單に、懲戒的のものを廢し、囚人出獄の後生計を營むに足る可き種類のもの、又は、經濟上利益あるものを選び、且、民業と競争せざることに注意すること

一 役業は、四人の健康を害せず、且、成る可く其の資質に適ふものたるを要すること  
 一 司獄官を精選して、其の職に適へる者にあらざれば任用せざるを要すること  
 一 監獄學の教科は、有益なり、故に、監獄の學理上、及、實際上之を講究するを必要とするを要すること  
 一 各國の大學に監獄學の教授を置き、且、監獄局をして、此の學科を講究するの便宜を圖らしむること  
 右は、萬國監獄學會議にて、議決せられたる事項の一斑を挙げたるに過ぎず  
 我が國にては、監獄の事を研究せるは、日、尙、淺くして、未だ一の専門の科學とならざるも、歐米文明國にては、數十年前より、一の科學(サイヤンス)として講ずる所なりき、且、右に關する諸大家の著書も尠ならず、近來は、我が國にても、監獄制度を講究するもの、日を逐ひて増加するを見る、余は監獄事業に付きては、研究を以て第一に置かんとす、今日は、未だ監獄の主義か、一定せざるか如し、當局者は、其の見る所に依りて、懲戒主義を取り、或は感化主義に偏し、未だ確乎たる一定の方針なるものなしと思考す、獄制の如きも、分房制を可とするか、分房制を可とするか、將、階級制を可とするか、未だ十分に其の研究を盡くさざるもの、如し、獄舎の建築構造も、扇面形を可とするか、十字形を可とするか、丁字形を可とするか、亦、其の説の一定に至らざるか如し、監獄の教誨、衛生、工業、その他、監獄に關する重要な事項にして、研究を要すること、一ならず、又、監獄費に付きては、現に、國庫支辨問題の起これるあり、余は總て是等の事項に付き、十分に其の利害得失のある所を研究したる後、完全の改良を施すを以て、國家の長計なりと信す、依て政治家、學者、識者は、須く監獄問題を研究すべし、又、余は監獄事業に付きては、官民の共同一致して、改良を圖るにあつされは、恐らくは、其の改良の實を擧ぐるは、能はざるべしと信す  
 余は、最後に監獄改良の事に付き、希望を述べんとす、第一、政府にては、監獄調査委員會の如きものを設け

られ、即ち内務省が主管なるを以て、内務省中に設けられ、内務、司法の兩官吏、帝國議會の議員、并に監獄上の學識經驗ある者、及、法律家中より人選して、委員に充て、監獄に關する重要な事項に付き、討論審査せしめて、政府が監獄事業の改良進歩を圖るの諮問會となすべし、佛國其の他の國にても、監獄會議の設立あり、實際大に好結果を顯せり、余は監獄改良の第一着手として、右の如き組織の委員會を設けられんと希望に堪へず、第二、帝國議會にても歐米諸國に於けるか如く、監獄調査委員を置きて、監獄の取調に従事せられんこと、第三、帝國大學の參考科中に、監獄學の一科を加へられんこと、第四、政治家、學者を始め、宗教家、慈善家、教育家は、舉りて、此の監獄事業を贊助せられんこと希望に堪へざるなり、要するに、今日の如く、監獄の不完全にして、犯罪人多く、再犯以上の倍、増加するときは、監獄は犯罪人を矯正するを得ずして、却て犯罪人を製造し、即、犯罪學校たるに過ぎざるべし、一度、監獄に入りたる者は、以前よりも、却て一層悪漢となるを以て、成るべく監獄に入れざるの豫防策を講ずるの外なし、監獄改良の必要なることは、多言を要せず、余は監獄事業の大体を述ふるに止め、他日の機會を得て、更に、詳細に論ずる所あらんとす (完)

## ● 維新後の監獄沿革史

佐野 倫

古監獄てふものありしより以來、仔細に其の沿革を叙し來たれば、豈多少の利益と興味となからむ、唯惜むらくは、吾人未だ維新前の監獄の状態を知るの資料の乏しきと、且之を調査するの時間となきことを、加ふるに、是等の廣漠なる沿革より、巧に剖析整し、その内に隱伏する一貫の理性を探尋するは、素より淺識の能くする所にあらず、他日或は其の人を得て、明かに之を示すの機會あるべしと信す、吾人亦その任に當たらざると雖も、敢て小閑を得たるの日、幸に諸君の贊助を得て、一部の沿革史を作らんと、常に吾の人忘るゝと能は

されども、今尙その運に到らざるを悲ひのみ、若し強ひて之を描かしめんか、唯情乎として捉ふるとなき慘愴奇虐の光景を寫し出たすに過ぎざるのみ、記するは寧ろ配せざるの優れるに如かざるなり、已ひなくんば、維新後の沿革を叙述せん、維新後と謂ふども、二十六年を経過せる今日、豈些個の沿革なしとせん、又、何ぞ見るべきものなしとせん、否、吾人は斷乎として、監獄進歩の情況を知らむと欲せば、維新後の監獄史に徴せざる可かざるを信するなり

その維新後にても、初年のものと、二十七年の今日のものとは、兩々相對比し來たれば、實に天地の懸隔あらむとを發見すべし、即ち現今の制度は、少くとも四の變遷時期を経過し來たれるものなり、今試みに、其の變遷したる時期を區分すれば、暗黒時代、監獄則創建時代、第二監獄則時代、第三監獄則時代となす處を得べし、何となれば、監獄諸般の事業は、凡て監獄則に淵源するものなれば、基を茲に汲みて、勢その變遷は、監獄の變遷と同一視するを得べければなり、請ふ之より序を分ちて述べん

(一) 暗黒時代

暗黒時代は、其の名既に非なりとせば、監獄則創建前と謂ふも可なり、然れども、其實、渾沌茫漠にして、唯、僅に禁闕の下に在る監獄の一斑を知り得んのみ、監獄沿革を以て知名の小原氏は、當時の制を記して曰はく

今上天皇明治元年正月十七日、肇りて太政官中七科を置き、刑法科其一に居る、二月三日刑法科を刑務局と改め、閏四月廿一日刑務局を改めて、刑法官とす、囚獄の事、仍、徳川氏の舊を襲ひ、其所在の地方廳に委す

京都

六角獄舎

右京都府廳の所轄に屬す

東京

小傳馬町獄舎

淺草品川二病監

石川嶋寄場

右の四箇所は、一時鎮將府を置くの日、始く之れが所轄に屬すと雖も、未だ幾何ならずして、東京府廳所轄に歸す、

囚獄の事、徳川氏の舊を襲ひ云々といへば、當時、仍、舊規を改めず、依然慣習を遵守し、其の間私心を狹み、黃白を遺るものあれば、之れを厚遇し、否らざれば、逆待するの跡ありしとは、明白にして、又、言を俟たざるべし、宜なるかな、其の執行官の位地に在るもの、亦署長石出帶刀にして、以下世襲の官吏を以て之れに充て、品川、淺草に在るものは、非人頭品川は松右衛門、淺草は善七郎をして、世襲官吏とするが如き宿弊の、依りて來たれる所、亦容易に改刷すべからざるを知るに足るべし、嗚呼、監獄の卑賤視せられしと、抑も故なきに非ずと雖も、之れを非人頭の輩に一任するが如きは、亦、その重なる原因と謂はざる可からず、此の輩に治獄の事を委ぬ、如何ぞまた國權を以て、刑を執行するの事を望むべし、況や、其の官吏たる者は、凡て世襲なるをや、積弊醜汚至らざるなく、橫暴跋扈したるの亡狀は、今尙は目前に髮露たるを覺ゆ

明治二年七月八日、刑部省を置かれ、其の年十二月二日省中に、囚獄司を設くるの制を定められたりと雖も、未だ實際施行の運に到らず、依然として司獄の權は、石出氏の手に在りて、其の他囚獄の事凡て舊の如し

嗚呼、維新草創の際、社會の秩序未だ整然たらず、民心、尙、疑懼の間に彷徨するの時と雖も、豈、這般國權執行の樞機たる監獄に留意する者なしとせんや、偶々之あるも、秩序の維持、諸般の改善に於て、瞬時だも忽諸に付すべからざる急務の存するありて、之が爲りに斯事業を後繼しにするが如きは、蓋し當時の情勢、亦免る、よど能はざる所なるべし、然りと雖も、漫に之を放過すべきにあらず、必ずや當時執政者の腦中に、亦監獄思想の幾分を存したるなるべし、唯、機未だ熟せざりしのみ、運の未だ至らざりしのみ

全三年正月二十六日に至りて、始めて東京府所轄の小傳馬町監舎、品川淺草の小獄舎、石川島寄場を刑部省に屬せしめ、囚獄司之を管理しき

全年三月、淺草千束村に在る溜めを、病監と爲し、非人頭の守を止め、囚獄司官員を派出して、事務を辨理しき

果、然茲に至りて、機は熟せり、恰も粟、實、爆、然、聲を放ちて、僅に其の甲殻を脱したるもの、如何に長くその潛動力を養ひ來て破裂したるぞ。而して如何に其の聲の監獄社會に向かひて大なる刺激を與へたるかは。殆んど吾人の想像に及ばざる所ならむ。物の改善を圖らんと欲せば。先づ其人を得ざる可からずとは。最早今日にては。陳套に屬したる語句なりと雖も。その間自ら真理を包含す。况や監獄事業の如き庶般身を以て兇漢、匪徒を調御し。威懲の實を擧げんとするものや。之れを彼の賤吏の輩に一任して。其の改善を圖らむとするが如きは。寧ろ木に縋りて魚を求むるの類ならずや。吾人は。須らく記せざる可からず。後世の監獄に従事する者も。亦記せざる可からず。我邦監獄の發達を促したるの導火線は。實に是れ明治三年三月に在りしことを。今退きて如何に此の時より改善を施したるかを檢覈一番せむ

全年四月、刑部省、其の所屬囚獄司の職を取りて申稟し、允請の後、人監監、天蓋、賜物等と稱保を賣し、刑房を以て、刀劔の利鈍を試みる等、其の司に令示して嚴禁し、試刀の禁は、各地方に告命す

全年、無籍の男女三百人十名許を、生地地に復歸せしめんことを稟報し、其の各人の供述に原きて、多方查明し、其の翌月より數月間に、之を生地の管廳に交付す

全九月二十日、刑死者、及、獄中病死者の遺屍を請ふ親戚なき時は、大學東校其の屍を領取して、解剖するを許すの令あり

全年二十五日、墨刑を廢せたる

全年三十日、配流者妻妾の從行を許す

全年十二月十二日、管杖の行は、必ず臂を摸らしむ

是より先、管杖は背部を摸たしむるの制なりし、  
人身を害するを以て、之を改めしなり

全年二十日、新律頒布、徒罪人工錢の方法一定す

以上は、其の梗概を示したるものなりと雖も、亦以て着々改良の實蹟を擧げんことを努めたるの跡は、瞭然として明かなりき、是に於て、吾人の目して監獄の今日あるに至りしは、實に此に胚胎すと云ふも、亦決して偶然に非ざるを知るべし

四年七月九日、刑部省を廢して司法省を置かれ、全年八月十八日、司法省所轄の囚獄司を廢し、其の事務を以て、渾て東京府に屬せしむ

明治五年十一月廿九日、始めて太政官より監獄則、及、圖式を頒布せらる、されど、遇囚法等は専ら之に準據することを得しも、建築法等に至りては、未だ容易に改む可からざるものありたりき

(二) 監獄則創建時代

我邦にて監獄則てふものは、明治五年十一月に、始めて發布せられたるものなりき、今にして之れを通覽すれば、大体創建時代なるにも拘はらず、編纂の体裁は頗るその當を得、繁密一目の下に、監獄の主旨を了解するに餘りあり、殊に間々今日と雖も、未だ實行の運に至らざるものあるに至りては、吾人之に對して、懟視の感なき能はず、請ふ温故の情に泥みて、少しく之を評論せむ

初期の監獄則は、之を分ちて七大綱とす、即ち興造、懲役、疾病、附死處刑、官員、雜則なり、尙、各目各條に之を規定したるものとす、先、染筆第一に監獄の定義を下したるが如きは、今日より之れを見れば、頗る異様の觀なきに非ずと雖も、亦、當時の情勢已むを得ざるに出でたるなり、所謂監獄の定義とは如何、茲に之を掲出すれば

獄とは、何ぞ、罪人を禁鎖して、之を懲戒せしむる所以なり、

獄は人を仁愛する所以にして、人を殘虐する者に非ず、人を懲戒する所以にして、人を痛苦する者に非ず  
刑を用ふるは、已むを得ざるに出づ、國の爲めに害を除く所以なり、獄司欽みて此の意を體し、罪囚を遇すべし

讀者姑く當時の狀態と。法文の依りて生ぜし所以とを觀察せよ。是れ豈監獄悲惨の狀態如何を知るの反証にあらずや。徒に苛虐を事として。痛苦を感せしむるを以て。監獄最終の目的とするの僻想を打破するの一大鉄槌にあらずや。實に世襲の官吏を以て其任に充て。貪饕醜穢至らざるなく。苛便虐過して得々たる時に當たりて。監獄の主義を説けること。亦已むを得ざるに出でたるなるべし

而して能く法文を玩味し來たれば。監獄は其の主義をして懲戒を専らとし。感化を第二に置きたるの跡は。顯然として賭るを得べし。先其の冒頭に、獄とは何ぞ、罪人を禁鎖して、之を懲戒せしむる所以なりと云ひ、第二に仁愛する所以にして、殘虐する者に非ず、懲戒する所以にして、痛苦する者に非ずとの双關文法を以て之を明記す。かく懲戒すべしと斷言して、仁愛懲戒の語句を用ひたるは、大体懲戒を主眼とするも、殘虐痛苦に陥らしむるの弊實なからしめんことを憂へたるを知るべし

其の他、本則にて最も觀るべきは、階級法を採りたるに在りとす。即ち懲役の目に於て常囚罪已に決すれば、先、重鎖を着し、第五等の役を執らしむ、一百日を經過すれば、第四等に進み、輕鎖を着く、四等の限を經過すれば、第三等に進み、兩鎖を着す、三等の限を經過すれば、第二等に進み、片鎖を着す、二等の限を經過すれば、第一等に進み、戒具を脱す、但し、監外出役の日は、諸囚皆長鎖を用ひ、二人一連と爲す

是れ全く作業を科するの法を規定するに止まるが如しと雖も、既に懲役即ち過囚法の下に規定したるを以て見れば、宛然階級制に則りたるものと云ふを得べし、而して尙其の役法に規定して曰はく

常人懲役に五等あり、毎等の役法は左の如し

- 第五等 土石を運搬し、荒地を開墾し、米を舂き、油を搾り、石を砕くの類なり碎石は街道の修繕に用ふ土石運搬に似たる車あり
- 第四等 諸官邸の造營、街路の修繕、瓦陶煉化石等の開土、及び舂耘の類なり
- 第三等 木工、竹工、藤工、鍛工、石工、桶工、瓦工、履工及び皮革工、繭繡工の類にして、一課專業を許す
- 第二等 第三等と全し、但し、其の長技を以て、他囚を教授せしむ、或は之を炊夫、門番中門番等に使用す

第一等 第二等と同し、但し、此の限を滿つれば放免す

之を以て觀るも、漸次進等するに従ひて、其の役法の輕易なるに赴くを知るべく、尙恰も英國に在りて、刑期六ヶ月以下の者は、總て第四等に置くと同じく、懲役百日以下に該たる者は、第五等の重役に服せしむ懲役第七條るの規定を存せり、その他、賞罰食料等も、懲役第五等の者は、他等の者よりも、待遇を嚴にせり懲役第八條之を要するに、本則は實に我邦監獄則の嚆矢としては、頗る完美なるものにして、注意周匝、能く其の細微を穿ち、鎗末を収めたるが如きは、吾人は之を賞揚するに憚らざる所なり、殊に構造法に至りては、今日と雖も、尙、或は及はざるの監獄あるべしと思惟せざる、然れども、諸君遠に誇る可からず、成文上に於て、既に完美を盡くしたるを以て、實務も亦斯の如く擧りたる者と速諒する勿れ、成文上の美は、即ち是れ一種の教科書にして、大体監獄の何たるを指示したるに止まり、實務之れと相稱はざるの形跡あるは、殆ど蔽ふ可らざる事實なるべし、斯の如き所以は、是れ決して立法者の罪に非ずして、執行官其の責に任せざる可からず、何となれば、當時の情勢にて、銳意監獄の改善を圖らんと欲せば、勢法文を以て之を指導するに非ずんば爲し能はざればなり、故に其の文中間々諄々として、師の弟子に誨ふるが如き口吻あるは、蓋し不知不諱の間、其の一斑を洩らしたるものに非ざるなきか

明治六年二月二十日、絞罪器械の制を改む、是れ全く義に小原重哉君を香港新嘉堡に派遣せしめ、明治四年其の復命書に據りて改められたるものあり

全月十三日改定律例頒布、其の書中第七條を以て、新律網羅死刑の場合第三項に記載したる刑場を、梟場と改め、梟首すべき死刑を、獄舎の塙圍内にて之を行ふものとし、陽戮を止とめらる、然れども、尙、小塚原舊刑場に梟首せられたり、監獄則發布後に、此の豐風を觀る、豊奇異の感なしとせん、是に於てか、益、實法と相伴はざるを知るに足るべし

明治七年十一月二日、各裁判所所屬の監倉を除くの外、未決、已決の兩監と、内務省の統轄とし、同省事務章程に追加す

明治九年七月四日、獄事計表を編製し、毎年兩回六月申報すべき旨を告命す、是れ監獄統計の嚆矢とす、全十年一月十一日、内務省中、警保局及び警視廳を廢し、更に省中に、警視局を置き、全國監獄の事務を主理せしむ

全十二年四月一日、東京府下南葛飾郡小菅村、宮城縣下宮城郡小泉村の兩所に、集治監を置かれ、内務省の直轄とし、獄司以下の官等を定めたる

全十二年七月十一日、内務省達を以て、本省中に、監獄局を置き、囚獄懲役の事務を管理せしめしむ、全十三年十一月五日、太政官第四十八號布告を以て、府縣監獄費、及び監獄建築修繕費は、十四年度より地方稅支辨に付せらる、是れ現今議會にて罷々を招きたる布告なりとす、當時、紙幣消却の爲め、萬已ひを得ざるに出でたる策なりと雖も、今日の如く、多少の剩餘金を得たるの時に、直ちに、之を國庫の支辨に復舊するは、寧ろ當然の事と謂ふべし、蓋し議員諸氏と雖も、又之を認めざる者あらざるべし、唯、其の剩餘金を使用するの道、他に急務の存するあるを唱ふのみ、是れ亦吾人より之を觀れば、緩急の度を誤りたるの説に過ぎざるなり、其の詳細は、稿を更めて、他日論斷するの機會あるべし、吾人は、茲に特筆す、我邦監獄改善に向かひて、著しき阻碍を與へたる者は、實に此の一片の布告なりしことを、

全十四年三月十八日、太政官第十五號達を以て、府縣官中、典獄、看守長、看守を置かれ、官等俸給を定めらる、全時に、亦、看守長、看守の服制、提灯、徽章及び帶劔の制を定められし、全十四年八月十日、太政官第七十號達を以て、開拓使管下、石狩國樺戸郡に、已決監を設置し、樺戸集治監と

稱し、内務省の直轄に歸しき、所謂一の政略に出でたる殖民監獄なりとす  
 全十四年九月十九日、太政官第八十一號達を以て監獄則を改定す

(未完)

### ◎松岡次官

多年司直部内に在りて、精練硬直の譽高き氏は、今や擢てられて、内務次官となりぬ、吾人は茲に此の好次官を得たるを嘉祝す、素と吾人の業務たる監獄事業は、一面司法上の關係を有するものにして、且、彼の裁判所等と相關聯する最も密切なる者なり、爾來或は氏の手に依りて、調和融合して、大に改善を圖るおとを得へしと信ず、況や殊に、氏は監獄内部の實況を知悉して、其の改善に鋭意なるをや、嗚呼上に在りては熱心なる井上大臣のあるあり、今や又此の次官と、精通敏活なる小野田局長とを戴く、天何ぞ吾人に恵ひの多き、吾人は此の好時機に乗するの勇氣を、鼓舞一番せざる可からず

### ◎監獄則在監人賞罰法一覽表

香川笠原正進稿

散士閑あり一日笈底を探れば、明治五年各地方廳に頒布せられし監獄則あり、之れを繰りに、獄制の變遷を知得し、監獄の既往を思ひ、治獄の至難を了るに足れり、是に於て、散士は獄制沿革の一を見るの必要として、自今以前散士十年に遡りて、監獄法の在監人に對する賞罰比較の便覺を編製して、之れを監獄則新舊比較在監人に對する賞罰法一覽表と名つけ、世の獄務研究諸士の參考に供す、蓋、我國の刑圖と設けし獄の始は、先達の

示に依りて明けし、今散士が編纂せし賞罰比較表は、明治廿二年發布現今施行の監獄則、及、施行細則より、順次遡りて、明治五年に至れり、然りと雖も、明治五年以前、文武天皇大寶元年、(司獄の律例を設)即ち紀元千三百六十二年律令を撰定し、囚監司を置かれし迄の賞罰法に於ては、散士詳に之れを調ふるに由なく、唯九一二記錄の存するものに依りて製せり、唯、編纂の粗なる、或は脱落なきにあらざらん、識者乞ふ之れを諒せよ、

### 備考

明治五年以前は、各區區々の刑典を設け、殊に徳川幕府の頃は、人の明瞭に知得せざるもの往々ありき、  
 幕府刑典法、乃、御仕置或は御定書等の事柄を知らんせば、明治十七年伊東忍兵衛氏に編纂に係る、徳川百々條に就きて、考證せば、又、舊時の有様を知るに足らん

昔	時	賞	罰
白明治五年 至明治十四年	白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年
疾病の者は醫藥を第五等は一日日間 給す、病重き者は、已決囚獄則を護守 枷を脱し去り、第四等の者、能くし、且、改後の行 其の家一人獄に入獄則を守り、且技者著しきもの、 りて、侍養するも巧ありて、(殊に)典獄に於て確認す を認す、者、其の期限半をなさば、之を賞 凡そ死罪を犯して過くれば、專其の與すべし 、禁に在る者は、技を執るを應第九十七條 驅逐以上にあらず (應逐に入 准流の囚、能く賦賞與せし毎に、之	第四十條 囚人獄則を護守 し、作業に勉勵し 且、改後の行為 る者は、典獄に於 て確認するも し、之を賞 賞せし者には、 之を賞する爲め、 賞表を與へ、獄在 に懸せしむべ 反獄、越獄、脱監第一則律儀 或に相殺傷するを嚴禁を兩足に繋鎖 除く外、禁囚の疊して佇立せしむ、 行若しくは犯則其の時間に、半日、 を懲治す、其の疊そ獄則犯をし、輕 治の方、獄下をしき者は此の罰を用 て、其の囚を團房ふ、 の櫃子に縛し、若第二則監等 の櫃子に縛し、若第二則監等 湯二品の外、菜を	白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年

白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年
已決囚獄則を護守 し、作業に勉勵し 且、改後の行為 る者は、典獄に於 て確認するも し、之を賞 賞せし者には、 之を賞する爲め、 賞表を與へ、獄在 に懸せしむべ 反獄、越獄、脱監第一則律儀 或に相殺傷するを嚴禁を兩足に繋鎖 除く外、禁囚の疊して佇立せしむ、 行若しくは犯則其の時間に、半日、 を懲治す、其の疊そ獄則犯をし、輕 治の方、獄下をしき者は此の罰を用 て、其の囚を團房ふ、 の櫃子に縛し、若第二則監等 の櫃子に縛し、若第二則監等 湯二品の外、菜を	白明治十四年 至明治廿二年	白明治十四年 至明治廿二年	





本旨を云爲するを要せん、然るに、直接間接に身を斯業に委ねるの士にして、尙且監獄改良の何たるを知らざるものあるに至りては、實に驚愕せざるを得ざるなり、先、斯士が腦中描きし所の監獄改良の妄想は、唯

徒に表面裝飾的の改良を爲せば足れりとするに在り、是

に於てか、彼の紀律嚴正は、所謂規矩整然たるを示さ

ひとするの形容となり、署内の灑掃は、人目に觸る、

所のみの假面的衛生法となり、諸帳簿類は、實際の用

役に供せずして、外來者の爲めに作爲する具となり、

官吏の思想は、唯々一時を瞞過彌

縫せんとするに傾きぬ、斯の如

くにして、果して能く改良を施すを得べきか、要す

るに、未だ監獄改良の本趣を知らざるの罪ならむ、否

知得してこそ始めて、斯の如く瞞過策をも施すを得

べきなれ、希くは、諸士瞞過の腦髓として、轉一轉し

て、眞面目に移らしめよ、予輩は諸君をして、監獄改

良の本趣を知らざる者と誣ふる能はず、從來の修得既

に之れを證せり、知りて之れを爲すは、尙其の罪の深

きを惡む、諸士眞個に改良を施さんと欲せば、全

素と地方稅支辨に属すれば、各自其の取扱を異にし、

内には地方の事情に依り斟酌を施さざる場合あり

て、其の取扱の無理なるを知るも、忍びて之れを爲さ

ざる可からざるの實況ありと云ふ。是等の事情は、左

もありなん、されど之を要するに、弱性者の口實にし

て、無理なるを知らば、毫も改むるに吝なる勿かれ、

身の精力を捧げて之に供し、誠意に従事せよ。然らば改良家の月桂冠は、自ら諸士の頭上に蒙らるべし、博愛者の名譽は、自ら諸士の身邊に墜らん。諸士希くは之れを努めよ。此名譽は、諸士か之れを負ふにわらずは、はた誰か之に任する者あらん。徒に小成に安んじて、多年苦辛して修得したる事業をして、一朝の瞞過策に供し、爲めに諸士の身を誤らしむるは、實に諸士の爲めに、之れを惜まざるを得ず。

●在監人の所持金工錢の移送

(官報欄内大藏省訓令第六號を參看せよ)

保管金取扱規程は、客年九月に、大藏省令第二十號にて改正せられ、總て保管金を、他の金庫にて、拂戻すま

どを廢除したりき、爲めに在監人押送の際に、各地は

一方ならざる不便を醸したるが、今般同省訓令もて、

其移送方を公布せられたり、爾來は、保管金を移送す

るに當たり、現金の封緘、若しくは一般爲替送の取扱

を爲すに及ばざるべし、されば、之れが爲めに、好都合を得ること蓋し尠なからざるべし

●監獄の會計

(會計の整理を計るは今日の急務)

方今監獄の弊は、會計の整理を缺くに在り、全數式、

●科程の點檢

(嚴に科程の點檢を勵行せよ)

聞く、某地方にては、囚人に作業を科程するも、毫も

科程の點檢を爲さざるが故に、囚人は自由に作業し、

任意に弛怠するの實況なりと、弛怠するも其の責なく、

勉業するも其の効なくは、終に放逸に流るゝは、當然

の事にして、囚人等は、私に是等の作業上の懲戒なき

を喜び合へりと云ふ、嗚、何等の怪事ぞ、現代の監獄

にして、斯ゝる所果して在りや、そは果して何くぞ

●看守長看守服制

(服制の改良は、監獄社會の輿論なり)

看守の服制は、明治十四年の規定にして、看守長の服

制は、全十九年の規定に係り、何れも所謂時世違ひに

して、之が爲めに、戒護官吏の威嚴を損ふこと尠なからずとは、監獄社會一般の輿論なり、其筋にても、之れが改良を希望したること久しかりしが、時機を得ざるより、逡巡して今日に至りしも、最早近日發布の運に到るべしとのおどなり、因みに記す、此の度發布せられんとする服制は、華美に流れずと雖も、一目兎漢匪徒を懾服せしむるに足るの威容ありと、而して、其の制は、凡て新式の兵服に則りたるものにして、費用も

●看守の教習

(此の最要事を忘る、亦甚し)

去る二十二年に、其の筋より看守教習規則標準てふもの

を發布せられたるに、未だ曾て看守の教習、及訓示

等を爲さざる地方ありきと云ふ、從ひて看守の執務區

々に涉りて、行刑の本旨を誤るの嫌なき能はず、斯の如きは、實に執務上の不便なるのみならず、經濟上大に損益する所あるべし、吁治獄の任にある者、果して如何なる思想をか抱ける

### 看守押丁の給與品貸與品

(速に發布せられんことを望む)

看守の給與品、及、貸與品の目に就きては、別段規定したるものなきより、各地方區々に渉れり、こは獨、その待遇の厚薄を致すのみならず、經濟上にも極めて不利なり、故に、今般右の服制と同時に、勅令にて發布せらるゝこともあるかに傳聞きぬ、尙又押丁の給與品も、十四年の太政官達に依りて、規定せられたりと雖も、極めて舊態にして、時に合はず、今日にては、彼の饅頭笠法袴等を用ふる府縣は、僅々一二縣に止どまりて、實際と相稱はず、且、相當の給與をも爲さざる可からずとの事より、或は同時に改正せらるゝなると云ふ、附言、女監取締の制服、給與品、貸與品の目も、全時に改正せらるゝならむか、

### 書籍の看讀に就きて

(監獄則違反と斷言す)

予輩は前號にて、書籍の看讀に關して、聊論したる所ありしが、素と予輩の意見とする所は、手數の煩雜に渉るを厭ひ、爲に極率的に制限を施すを非難したるに在りき、然るに、聞く所に依れば、其縣にては、書籍中の最良なる者を撰抜して、之れに充つるが、中には、毫も是等の者の撰擇に十分なとざるより、炊夫中の獄則違反者、最短期囚、入監當時の者等を用ひて、恬然たる者ありと云ふ、是等は眞個に囚人の使役法を誤りたる者といふべし

### 身分帳其の他の帳簿

(様式の變更を許さず)

該帳簿類を發布せられたるの趣意は、各地の統一を計るに在りとの事なれば、濫に其の様式を變更するは能はざるべし、然れども彼の放免曆簿等は、欄内如何にも狹隘にして、仔細に記入すること能はざれば、二欄を便宜一欄となすも差支なしと云ふ、併し、毫も様式を變ずることを許さず、其の欄を廣潤にし若しは二欄を一欄となすことのみなり、因みに記す、該諸帳簿は、本會の印刷主任たる池田宗平氏發賣すとの事なれば、各監にても、同氏より廉價に買ひ受くれば、統一を飲くの處もなかるべし

### 監獄費國庫支辨

(人衆き時は天に勝ち、天定まりて人に勝ち)

輿論必しも正理ならず、時に非理を鳴らすあり、然りと雖も、亦必ずしも非理のみを唱ふるものに非ず、

の差入購求に制限なく、濫に囚人に歴史傳記等の類をも看讀せしめ、從ひて、刑事被告人等は、毫も其の制限なしと云ふ、是、純然たる監獄則違反なり、特に是れ即ち法律違反の事項なるるを注意せざるべからず

### 紀律の嚴正

(戒護官吏も、紀律嚴正なれ)

紀律嚴正とは、獨り囚人の姿勢、紀律を勵行するの謂に非ず、又看守長、看守の姿勢と、服裝、行歩とをして、峻嚴ならしめざる可からず、姿勢醜惡なる者に、「シダラ」なき服裝を爲さしめながら、囚人の姿勢、紀律を嚴肅のみを保たしめんと欲するは、豈まれ自家撞着の甚しきにあらずや、その局に當たる者、戒護官吏は、職工に非ざれば、相當官吏たるの品位を保たしめ、威儀として嚴然たらしめんことを勉めざる可からず、言ふことを休めよ、現時の服制にては、威儀嚴然たるを得ずと、予輩の非難する所は、素と其の服裝をして、「シダラ」なく着用せしめ、宛然砲兵工廠の職工の如きに在りとす

### 炊夫掃除夫等の撰擇を要す

(改むるに憚る勿かれ)

何れの監獄にても、炊夫、掃除夫、看護夫等は、囚人との間自ら有難者のあるありて、輿論の木鐸たるありあり、彼の監獄費國庫支辨を以て、議員撰舉の契言となすが如きは、頗る輿論の趨向を知るに足れり、府下にては、鳩山和夫氏、神奈川にては島田三郎氏の如きは、其の一となす、吾人は此の種の輿論は、毫も正理と謂ふを憚らず、正理之を證し、輿論既に之を唱へ、議院之を爲さずんば如何、議員は輿論の代表者に非るなり、吾人の福祉を圖る者に非ざるなり、蛙鳴蟬噪の一伶優のみ、

### 改正監獄則

(その運命今如何)

監獄則の運命は今如何に、昨夏大臣の北行に際し、舟中之れを議し、當時の新聞紙相傳へて美談となす、其の後法律を以てするに非れば、改正を施す能はざるの論起あり、一時爲めに熄みぬ、爾後の消息果して如何、須らく法律を以てするに非ざれば不可なりとせば、法律を以て改むること可なり、且、勅令の範圍内にて爲すこと可なりとせば、決然勅令も改むるも可なり、予輩は其の法律に依ると、勅令に依るとを問はず、唯、予輩の改正を希望するの点を改正し得れば可なるのみ、其の法式の何に出づるを問はざるなり、聞く所に據れ

ば、改正の要点とする所は、全く階級制其の他二三の点に在りて、其の制度の變更は、別に法律を以て定むるを要せずとせば、所謂其の他二三の点に於て、必ずや法律に非ざれば不可なりとの説起りたるならむか、頃日来、世に法律論の焦点となりたるものは、刑事被告人の懲罰なりとす、刑事被告人を取締らんが爲めに、懲罰を施すこと、法律を以てするに非れば不可なりとの論は、是れ實に理屈論のみ、而かも三百代言的の論のみ、憲法の保障を援引し來たり説くに至りては、愈、其の三百的たるを知るのみ、予輩亦何をか云はん、唯、法律に依るを要すとして、漫然改正を見合はずに至るならんを祈る、重ねて言ふ、法律に依ると、勅令に依るとに論なく、之れを改正し得れば可なり、又、彼の工賃惠も、然りとす、法律に非れば、不可なりとし、勅令を以て、因循姑息の改正を施すが如きは、固より予輩の採らざる所なり、寧ろ改正せざるに如かざるなり、之を要するに、唯以上に記したる要点のみの改正を得れば足れりとす

●内務報告例

(監獄統計は別に發布せられんことを望む)  
從來監獄の統計は、内務報告例の中に在りしが、此の作業として不可なるは、今更言ふを俟たざる所なれども、北海道の如きは、屢破裂の爲めに死傷を被ることありきと云ふ、既に全然廢すること能はずば、斯る危険を豫防するの策を施されんことを望む、然らずんば、他日或は物議の種ともなりなむ、某法學士は、之を痛論して、是れ刑法以外一種の刑を科するものなりと

●監獄課員山上坪井兩氏の巡閱

(齋し來たる所何ものぞ謹んで待つ)  
兩氏の巡閱にして、齋し來たる所何ものぞ、龍か、鳳か、將驥か麟か、予輩其の何たるを知らずと雖も、蒲囊、必ずや凡物に非ざるを知る、兩氏は共に四月上旬を以て歸京すと云ふ、歸來本誌も亦其の逸物の土産を配與せらるゝの榮を受くべし、謹みて待つ、聞く坪井氏は本月十二日より、廣島縣にて開かれたる典獄會議に臨席したりと、又聞く所によれば、九州各縣の典獄は、來月十五日頃を期して、又宮崎縣に會合して職務を議せんとすと、内務省は何人をして、此の會に臨ましめられんとするか、余輩は刮目して之を待つものなり

●監獄協會第四回常集會速記(承前)

○石澤會長 大分時間も立ちましてござりますから、澤山問題は出て居

度(遅くも四月上旬)内務報告先例を改正するに従ひて、監獄統計も、此の際十分綿密なるものに改正せられんと云ふ、予輩は、眞個に統計の本趣を達せむと欲せば、別に監獄統計表てふものを發するに非ざれば不可なりとの意見を抱くものなり、聊か望蜀の感を述べて、之を當局者に訴ふ

●押送中満刑者の取扱方

(好便宜法)

聞く、北海道にては、集治監拘禁の囚人、禁錮拘留等の刑、若しくは、懲罪執行の爲めに、地方監獄に押送せんとするに當たり、其の期限の餘り短少なるより、途中満期となる者ありと、斯かる場合は、集治監典獄、又は分監長にて、其の刑又は懲罰の期限と、途上の日程とを參酌して、現に途中にて、満期となるものに限りに、地方監獄へ押送するを止め、從來拘禁せる集治監、又は分監にて執行すべき由に聞き傳へぬ、是は蓋し何れも國庫經濟に屬すれば、斯る便宜法を行はれたるものならむと思はる

●炭坑の就役囚

(速に豫防策を講せよ)

三池若しくは北海道に在る煤内炭坑の就役囚は、炭坑にりますりせども、もう一ヶ條置しますやうに致しませう。

●教育の程度標準を一定すること

如何 出題者 中村 襄君

○石澤會長 少しく此問題では分り兼ねるやうでありますから、委しく御説明になるやうに願ひます。

○中村襄君 一應申上げますが、昨今追々内務省あたりからも、統計を調べるやうにござんして、其の統計の課目には、往々教育の有無を調へ、或は、學校に通學したる者、せざる者など、云ふ課目が導入つて居ります。然るに、其の文字に依つて解しますと云ふと、如何にも漠然として、其の範圍が分りませぬ、一寸申しますれば、學校に通學したる者ご云へば、小學校に、一ヶ月月二ヶ月往つた者でも、學校に往つた者、さしなげればならぬ、さうして、教育の有無の表を造ると、さう見ゆる。夫れから、學校に通學しないとなりませぬ。教育のない方の側に導入るやうに見ゆる。併、學校に通學しないこと云つても、其の實は私塾が何かに導入つて、夫に就いて充分學んで、普通よりも勝つた教育の力のある者も、應分あるのでござります。唯、文字上に依つて解しますと、少しく極端かも知れませぬが、さう置さなければならぬやうになる。併、幾分斟酌してよい加減の所にして置さなければならぬ。さう云ふ表に當つた方は、さうであらうと思ふ、して見れば、東京では、假名附きの新聞の讀める者位は、教育のある者として、皆無一字も無い者も無教育とし、地方では、四書、五經位讀める者か、或は、高等小學校卒業したる位を教育ある者として、其の他を教育のない者とする。さうするに、折角内務で御拵へなされる表も、好い加減の思ひ思ひに依つ

て居ります、夫れで其の表に依つて御覽になる、此處の監獄には教育のある者が多い、此處の監獄には無教育の者が多いと云ふので、多少治獄上の御考が變はらうと思ふ、其の實は、鈍々思ひ思ひで、掲げたのであるから、其の表に現はれたものと、其の實とは適はないものになると思ふ、夫れで、内務省では、一定の標準を示しになる、但しは雜誌でも宜しうござりますから、凡そ之を極めて、どの位の標準と云ふふを、御示しを願ひたいのです、夫れで、今私は差當たつて斯うと云ふ考もござりませぬが、諸君の御考を伺つて、どうも標準を極めることに致したいのでござります、

○石澤會長 問題ざりでは、一向どう云ふ趣意が分りませぬと思ひますが、只今の御説明で能く分りました、どうか、諸君も御意見を御述べになるようにしたいと思ひます、

○中村義君 實は、其の一應ばかりではないのです、即ち財産の有無とか云ふ様なことまでも、矢張、統計に依つて、多少其の治獄の方法も代はるものでござりますから、夫等も、實は一定したいのでござります、さう一度には、講ず譯には參りませぬと存じまして、是一つを出しましたが、總ての統計、其の材料の取り方が必要であらうと思ふ、どうか諸君の中で、御意見を伺つて、どうも宜しうござります、例へば、高等小學を卒業した者を以て、普通教育のあるものと認めて、夫れを教育のある者の欄に入れるとか、小學を卒業しない者は、總て無教育の欄に入れるとか、此の二つに一つを極めれば、宜しいのでござります、さうすれば、一監獄で、三百人教育のある者と云へば、是れ高等小學を卒業したより以上の者であると思ふこと、其の表で分るふことが出来るのでござります、

○岡部伊三郎君 治獄上には、是れと同一のものは、病者でござります、教育と云ふ内に文字の讀み書きを爲し得る者と、全く無學者との區別があると思ふから、教育の有無と云ふ、大範圍にて、判別に困むことはないと思ふ、

○中村義君 既に、先頃内務省からお返しになつたものを見る、學校に通學せし者、學校に通學せざる者と云ふ區別があり、内務省のみならず、警視廳でも、そんな様な表を造つて居る、即、警視廳あたりでも、どうも云ふ根據はなくて、漠然と夫丈の文字を下して居ります、

○小野田元耀君 一定の標準を示すとは、必要ですが、私が希望するのは、各監獄を通じて、一冊の雛形に據るやうにしたいと思ふのです、病の方は、投薬数を以て、斗數すれば、一番確かであらうと思ひます、○石澤會長 私共は、膏藥一枚與へても、病者と見做して居る、○岡部伊三郎君 役に就いた者、就かぬ者、藥を與へた者、與へぬ者と差別すると、一週間も、二週間も、役場で藥を買つて居る者もある、眼病等は、餘程悪くなければ役を休むことはない、

○中村義君 私は役を罷めて、病監に道入たらば、始めて病者とするのが、大變宜しいと思ひます、

○眞木喬君 病囚を調査するに、斗數上、種々なり居りて、或は藥を與へれば、病者として居る所があり、又さうない所もある、藥劑費を調査するに困る、夫で、是非藥を與へた以上は、總て病者と見做し、其の申で區分をして、休役とした者、當病の者、或は、病監に道入つた者と云ふ儘に區分をしなければならぬと思ふ感を持つて居る、

○小野田元耀君 病監の救療日數と、投薬の救療日數とを分けたらば、能く分ると思ふ、

○山上義雄君 是は、試みに拵へた表でござります、膏藥一つ與へても、病者である、其代り就役して居る病者、休役の病者と、入監の病者と、

病者の區域と云ふものは、各府縣大層表が違つて居る、高い所と低い所のあるのが、同じやうなふになつて、餘程程度が定め難い、是も成るべく、内務省で標準を示さるれば、此の上もないことであるけれども、教育と云ふことは、矢張、此の會で明治二十二年に、ゴアソナード氏の所で、會を開いた時に、其の說が出て、教育と云ふものは、學校ばかりではない、或は槍の稽古をしても、君が臣に仕へる道を説いて聞かせる、夫れも教育の一部分であると思ふ様な説明を致した、成程文學を知らぬでも、義理を知つて居れば、幾分の教育を受けたと云ふ様なふことになると思ふ様な説も出て、是れは餘程むづかしいことで、此の段取りを附けるならば、病者の統計表も、是から得らるゝものであるか、得られぬものであるか、膏藥を附けて居る者が、藥に就いて居り、或は服藥をして居る者が、仕事をして居るのは、夫は、病者に入れるか、入れぬか云ふこと杯も、餘程むづかしいことであらうと思ひますから、今既は、容易に論じ盡くす譯には往くまいと思ふ、さう云ふと決まることを欲せぬかと思ふが、決してさうではない、決まれば此の上もないことではござります、

○中村義君 今岡部君も仰しやる通、決め次第であつて、是からはまだ教育のある者である、是からは教育のないものであると、統計をしても、出来るものではない、幸、局長も御出で、先刻から懇々仰せもござりますから、私は局長に向ひつて、此の事の標準を、一般に御示しにならむことを希望します、

○小野田元耀君 中村君のお説の通、小學を卒業したと否で區別するみにせば困つたふことがござります、小學の制度は明治年代に出来たもので、四十年前の人は、當てはまらぬと思ひます、

○眞木喬君 今内務省の報告例では、教育の有無とも定めてはない、斯う病者の中で、區別を附けて拵へたら、大體分るだらうと思ふ、

○小野田元耀君 此の監獄のみとは、七八年前に比すれば、著しい進歩であります、どうも會計上のことは、まだ區々になつて居つて一例を擧げんに明後一俵を一厘にも附かぬ位で賣つて、さうして薪を買つて居る所があり、又、さう云ふものは、拂つて仕方がないからと云つて、風呂に突いて居る、其の代り買ふ方の薪が少ない、さう云ふ儘に思ひくになり居ります、會計上においては、最も注意を要するふと思ひます、

○岡部伊三郎君 埼玉縣は、炭俵を安く賣つて、薪を高く買ふと云ふ風でござります、

○石澤會長 集治監では、炭俵は賣りませぬ、米俵は賣ります、

○石澤會長 此の問題は、局長も御認になりましたことで、別投決するには及びませぬ、又、夫に關連して、病者のみにもなり、局長の話も色々ありましたことで、今日は、大層時刻が過くなりましたから、是れで常集會は終はりませぬに致します

○午後七時閉會

●窄衣に就きて(編者の粗漏を謝す)

善人は時と推移し、愚者は舊慣に拘はる、故に進歩的監獄には、また進歩的械具なかるべからざるは、世の既には認する所たり、されば、今回新設したる窄衣か、從來の縲繩に比して、萬々勝れるよどは、本會もまた之を是認するのみならず、之を施行するは、また大に

賛成の意を表する所なり、さるを、前號に之を雜録欄内に掲載して、恰も本會の意見の如くにして之を駁撃したるは、編輯の際その序次を失なひしものにして、その實は三州長谷平心氏の投書に係り、之を寄書欄内に置くべき筈なりしなり、茲に編者の粗漏を謝し、併せて本會の意見を表示することかくの如し

## 新則問答

本欄の問、及、答は、固より私私に係るものなれば、其の當否を保するべき能はざるは勿論、尙不充分のこゝ多かるべきを以て、本欄の答に付き、訂正の意見を有せらるる諸君は、提擧の勞を惜しまれさらんことを希望す

編者識す

### ●名籍原簿、身分帳其の他諸帳簿

問 是等の諸帳簿は、何人の主管に屬せしむるも差支なきか

答 固より書記の當然取扱ふべき帳簿にして、看守長若しくは備の主管すべきものに非ざるなり、此の他、尙書記の取扱ふべき諸帳簿等は、追て漸次發令あるべく、且、其の際は、別に分掌例中に劇然規定せらるるに至るべし、然らざれば、其の責任の在る所

る様式に依りて、調製するか否か、殆ど出納すと云ふ有様にて、左程官を折りて調製する必要もなかる可ければ、便宜身分帳略式を調製するも可なりとの意と思考す

問 名籍の記載方は、記載例に依り、總て明瞭なるも、斯の如く綿密にすれば、別に身分帳の必要を生ぜざるべし、唯、單に身上の大略を知り得れば、名籍其の物の目的を達するものと云ふべし、然るに純身分帳の如き姿あるは如何にか

答 御意見の通り、名籍は大体の關係を知り得れば足れり、されども、身分帳は、常に本人と其の始終を同しうするものにして、出監押送死亡等に際し、身分帳は結了を告ぐべく、後に至りて調査する場合に於て、名籍に非ざれば依るべきものなからむ、且又一々身分帳を繰らすども、大体の事は、名籍にて知り得る様なきは、至極便利ならむ

問 懲罰表中、犯行の部に教誨師の意見を記し、執行の部に監獄醫の体量を記したるは、懲罰毎になすの精神なるか

答 然り、懲罰毎に、教誨師は其の意見を副記し、醫師は体量を測るべし、但、教誨師の意見は、必ずしも

不分明にして、斯の如き監獄行政上に重大なる事項をして、模糊の裏に沒了せしむるは、改良上最も忌避すべき点となりとす

問 身分帳に至りては、中々容易に從來のものを變更して、新式に則らしむると能はず、彼の訓令は、將來に及ぼし、過去に屬するものは、改良せざるも差支なきか

答 從來のものと雖も、無論新様式に變更せざる可らず、其間幾多の混雜もあらん、なれども一度斯の如く改正し置けば、後の索引其の他諸種身上の關係を取調ぶ際に當りて便利を感ず可ければ、當座の苦味は之を忍ぶも、後は口に甘さを感ずべし、固より、一朝一夕に改良し得べきに非ざれば、當局者も、多少の時日を假借して、漸次と云ふ語を以て認めたるならむ

問 身分帳調製、及、取扱心得中、刑期三個月以下の囚人には、本様式を用ひざるも妨げなし、とあれば、斯の短期囚には、身分帳を必要とせざる趣意なりと如何にか

答 身分帳は、長短期囚に係はらず必要なれば、是非共調製せざる可からず、唯短期囚には斯の綿密な教誨を行ふ時の場合を記すべきものに非ずして、其の職務として心鏡とも云ふべきものなるを以て、平素の行狀措置等を記すを要す

問 行狀表中、体量の目あるは、穩かならざるの嫌あり、且之は何時に測体したるの量と記入すべきか

答 其の期間ならば、何時にても可ならむ、然れども、各期の終に測体したるの量を記入すべき方便利なるべし、固より体量は行狀と云ふ可きものに非ざれば、他に記すべき所なく、便宜茲に記入せられたるなるべし、故に備考欄外にあり

問 領置表中主任官証印とあり、主任官は何人にてても可なるか

答 領置主任の者なれば、何人にてても可なるべし、然れども、成るべく責を負ふに足るの人を以て充つれば、尙、一層可ならむ

問 刑事被告人出監簿中、前科共犯の有無の欄は、其の罪質姓名等をも記入すべきか

答 其の罪質姓名を記入すれば、固より十分なりと雖も、前科の數、共犯の有否のみを記すれば可ならんと思考す

問 死亡帳死亡の原因は、醫學上、衰弱窒息等にして、

北石居士に答ふ

山梨 谷村 蝸牛庵主人

病名に非ざるなり、然るに、雛形に依れば、病名を記載したり、如何にか  
答 學說より論ずれば、然らん、されども、大凡人の死亡する幾多の病氣併發するものにして、直接死亡するに至るべき病名あれば、之を記すべし、若、然らずして、併發病其の物が、共に死因を招きたりどせば、衰弱等と記し、括弧欄内に病名を併記するも差支なかるべし

質疑應答

本欄は、今回の新設になりて、會員諸君の疑問に應答するものなり、その疑問は、概れ本誌上に現はる、所なりと雖も、凡ての疑問に對して、必ずしも解答すべきの責務あるものにあらず、成るべく諸君の意を以て満たしめんことを計るもあり、されども疑義百出、終に之れを顧みざるふともあるべし、疑義を爲すの概、固より諸君に在りと雖も、解答の責務、悉も編者に存せず、加之、其の解答と雖も、力の及ばざるものは、當局者に就きて質すことあるも、或は解答、又、疑義たらんことを免れざるものもあるべし、諸君併せて此の旨を諒せよ

編者 謹す

第六十八號質疑刑法第五十一條應用に就きて

り、無論宣告の日を以て起算せば、至當のとなりん、何となれば、乙既の如く、在監せざる日は、決して刑期に算入すべからずとせば、何故刑法第五十一條第一項に、犯人自ら上訴して、其の上訴正當なるときは云々、不當なるときは云々との、明文を要せん、不肖乾坤、其の意を明かにせざるも、思ふに立法者の、時に刑法第五十一條に、刑期に刑名宣告の日より、起算すとの本則を定め、第一、第二、第三に上訴をなしたるべきの特例を定めたるは、無論斯かる疑義を防ぎにあらざらんか、さすれば本條に特例あるものは格別、特例なきものは、必ず本則に依らざる可からざるものと信ず、知らず識者の明教を乞ふ

○質疑三題

在埼玉浦和 矢 島 勇

一問ふ、典獄人と親友たるより、情を容れ、出獄せしむべき時期に至らざるに、故意に之を刑期限内、若しくは監視ある者を出獄放免したるときは、刑法の制裁は如何  
理由、我刑法二百七十九條に曰はく「司獄官吏程式規則を遵守せずして、囚人を監禁し、若しくは、囚人を出獄せしむ可きの時に至り、之を放免せざる者は、亦前條の例に同じ」とありて、其の出獄放免すべからざるに出獄せしめたる餘項なし、或は、刑期限内、故意若しくは過失にて出獄せしむることなきを保し難し、此の時は、當に懲戒處分に止まるか、又は、故意に出でたるときは、如何なる制裁をなすか

一問ふ、震災の爲め、在監人を出獄解放の暇なく、全監獄在監人を悉皆死傷に致したるときは、刑法は如何に制裁を付するか、はた同はどうか、若し同ふものとすれば、司獄官中如何なる職務の人々を問

未決拘留は、自由刑に非ず、何故に五十一條は、斯くの如き規定をなせしむ、之れ全く法理に據りたるものにあらずして、被告人の利益と實際の便宜とによりたる一の恩典たるに過ぎず、何ぞ延いて拘禁せざる被告人に及ばず可き理あらん、斯く嚴格に法理より推論せば、乙既をして正論を得たるものとす可きも、尙、同條を案するに、上訴期限を、刑期に算入す可きか、本則にして算入せざるを以て例外とすれば、自然乙既を主張せんことを、其の明記を見出たすも能はず、然らば、本則に依り、甲既に左祖し、刑名宣告の日を以て、起算途と爲し、只立法者の不注意を攻むるの外致方ならん、然れども、實際は、確定の後收監せらるるが如き場合は、萬之無きを信ず、刑事訴訟法第七十五條同第百七十八條の機能は、漸く是等不條理の法文を償ひつゝあれば、其の局にあるもの、決して斯の如き迂を學はざる可し、不備ながら、明か意見を述べ、青葉に申たらば幸甚

○全

堀川 獄 乾 坤 生

問者北石居士本誌第六十八號質疑欄に載せて曰ふ、刑法第五十一條に、刑期は刑名宣告の日より起算し、若し上訴をなしたるものは云々とあり、然るに今茲に重懲罰一ヶ月の刑に處せられたるものあり、被告人にして、別の上訴をなさざるも、上訴期限を經過して後、収監せられたるものあらん、此の場合には、刑期は何れの點より起算すべき云々、不肖乾坤その卓見を述べ、再び士の高説を乞はん、曰はく、もこ記するか如く、被告人にして、別の上訴をなさざるも、上訴期限を經過して后、収監するものありとせんか、予は甲既の如く、刑法第五十一條の正文に、

理由、我刑法二百八十一條に曰はく、「水火震災の際、官吏囚人の監禁を解くとを怠り、因りて死傷に致したる者は、殴打創傷の各本條に照らし、一等を加ふ」とあり、又、監獄則第九條に曰はく、「水火風震等非常、の震災に際し、監獄内に於て、避災の手段なしと考定するときは、典獄は其の状況に依り、在監囚人、懲治人、及、刑事被告人を、他所に押送し、其の災を避けしむべし、若、押送するの暇なきときは、一時之を解放するとを得」解放に遭ひたる者は其の時より、二拾四時以内に、監署又は警察署に其旨を申出づべし」とあり

此の第九條は、最、必要の條項にして、甚、注意を要すべきものなり、此の條目の正表連絡するには、前刑法二百八十一條あり、若、此の條なきときは、二百八十一條の制裁に、大に議論あるべし、是れ事務執行上、其の當局者となりたるの意にて、注意勉強せざる可からざる條目なり  
二問ふ、前第九條末項解放に遭ひたる在監人、其の時より、二拾四時以内を經るも、復歸せず、又は、監署、警察署にも、其の旨を申し出でざるときは、如何なる制裁をなすか

右の三問、御教訓あらんふも、伏して江湖の諸彦に請ふ  
○在監人別異法に就きて土陽散士の處見を聞かん

在北海道 和加蘭居士

土陽散士は在監人の別異法に就きてと雖も、在監人の別異は、最も注意すべき要務なりとの一條を掲げて、當局者に注意を望まれたり、然るに

文中居士をして、其の意を解するに苦しましむるものあり、故士よ、請ふ腹包なく見聞の實況、罪質年齢を別かつたす、合同雜居せしむるは、當局者の不識法に出つるか、我儘主義なるか、將亦他に理由あるあるか、如何に無學無經驗なる當局者ぞ雖も、監獄則に明記してあるにも拘らず、故士が見聞したる如き、不法の區分法を實行して、恬として顧みざる當局者あらん、苟も其の肩に當たるものは、年齢を區分せざるは、之の理由、罪質を區分せざるは、之の理由と、必ず理由を附し居るならん、故士にして、亦之を知らざる、こなし、は、る處なく詳記せよを記述せよ、果して何の理由もなく、監獄則を外にして、不法の區分法を擅行する當局者あらば、國家の爲め、斯の道の爲め、故士と共に、鼓を鳴らし、鐵錘を鋭くして、輿論の街に、不法當局者を攻撃せんのみ、敢て故士の意見を問ふ、

○北海士の欽施刑の疑義に答ふ

廣陽 善 導 士

北海士が疑義を生したる鉄丸量は、一個と、二個と、加ふるに兩脚と、一脚と明記せざるに依り、聊、自己の所見を陳べて明教を乞はんとす、抑、監獄則第四十五條第三項の、鉄丸の量定二百目以上、一貫目以下としたるは、体力の強弱、及、犯状の如何に依りて、施すべき鉄丸の輕重を規定したるものにして、若し、兩脚に鉄丸最輕重を施す時は、一脚は、即、百目の鉄丸なり、然らば、兩脚に施すは、二百目最下量の鉄丸を施すべきものにして、又、一脚に施すは、二百目を以てせざる可らず、而して、最重量は、一貫目の鉄丸を附すすべきものとす、故に、本項は兩脚に鉄丸量一貫目を超過せしめざる規定を設けたるものなりとす、甲論者の如く、鉄丸一個の重量五百目と規定したるものとせば、一脚の目量、必、五百目なる可し、兩脚なるときは倍の一貫目の鉄丸に施すは、非常の疲勞を加へ、遂に行罰中、輕歩すること能はざるに至らん、故に、一脚一貫目の鉄丸を施す可からざる事を証すべし、さて一脚に施すは、兩脚に施すに就きて、如何なる差異あるかは北海士の實況する要點なりとす、夫、一脚に施すは、兩脚に施すに依りて、如何なる差異あるかと云ふに、体力強健にして、犯状も亦重きときは、重量一貫目の鉄丸を施さる可らず、乃、之れを施すは、体力の強弱を檢案し、犯跡の輕重を明かにし、一脚若しくは、兩脚に施す可きものなり、又、一脚に一貫目施すも可なり、兩脚に一貫目施すも可なりと雖も、犯者にして、一脚に一貫目を施すは、兩脚に一貫目を施すに依りて、孰か其の苦難を感せしむるに足る可きと問はば、必、一脚一貫目鉄丸は、意に介するを容ふるならん、何とせば、未、歩行の全部、即、兩脚を拘束せられざればなり、只、一脚は、非常の自由歩行を束縛せられたるも、一脚は、依然其の幾分の不自由を感ずるに過ぎざればなり、是体力も、強壯にして、犯状最重き者に施す可きものにあらず、之に反して、兩脚に一貫目量の鉄丸を科するときは、犯者は如何なる苦痛を感ずるか、如何なる感覺を想起するかと云はば、一脚に一貫目を施すよりも、兩脚に体力に應じて、三百目なり、七百目なり、何れにもせよ、一貫目量を以



丸を施さる可からず、之れ誤解と云ふべし、如何とせば、体力の強弱、及、犯跡の輕重に依りて、之を施すべきものなればなり、例令は、体軀強壯にして、犯情の重き者に、一貫目の鉄丸を施さんとせば、宜しく、体力に應じて、之れを分割せざる可からず、然るに、右脚は五百目の鉄丸を轉歩するの体力あるも、左脚は二百目内外の鉄丸を轉歩するの体力なき場合に於ては、必(一)脚は七百目内外の鉄丸に非ざれば、重量一貫目の鉄丸を、兩脚に施す事能はず、故に一個の鉄丸必ずしも重量五百目なりと斷言す可からず、是、甲論者に同意を表する能はざる所以なり、又、乙論者曰はく、鉄丸一個の量目を規定したるものにして、即、一脚一個の量一貫目を超過せざれば、之を兩脚に施すときは、二個の量合して、二貫目まで施す事を得べしと、是れ又誤譯なり、本項は、單に、鉄丸の重量、及、輕重を定めたるものにして、肢体の強弱に應じ、一脚に一貫目を施すも、兩脚に一貫目を施すも、又、二百目を兩脚に施すも、一脚に二百目を施すも、一貫目を超過せざれば差支なき事を明示したるものなり、加之、乙者の言の如くんば、本項に明記する体力應に抵觸せざるを得ず、抑、人に強弱あるは、人生の免れざるものにして、吾人自由にして穿てる腹に、歩行中尺餘の繩麻の附着したるときは、吾人は、其の附着したる繩麻の爲めに、歩行に艱難を來たるときは、終に脱がざる可からざるを覺らん、然らば、假令暴徒なりとす、兩脚に、共通一貫目の鐵丸を附着せられたる時は、如何なる運歩に機敏なる惡人と雖も、之れを能くすることを得じ、况、一脚一貫目の鐵丸なるをや、是、大に施鉄執行の主旨に反するものと云はざる可からず、施鉄の効果は、被罰者の歩行に、不自由を感せしめて、逃走の念慮を防ぎ、既往を悔悟して、后来諸般の罪を犯さしめざる苦痛の用に供したるに外ならず、故に、乙論者の如く、一脚一貫目を施すときは、實に体力不相應の鉄丸なるが故、

て、兩脚に施す時は、如何なる苦痛を感ずるか、三百目若しくは七百目を兩脚に施す可きものなれば、苦痛輕きに似たれど、その實況して然らず、人にして、意の向ふ所に行んと欲せば、必、兩足ともに、速に歩行するの自由なる可からず、然るに、兩脚一貫目量を附着せられたる時は如何、意向の所に速行す可からざるは、論なく、毎に兩脚の不自由は、胸を離れざるが故に、既往を悔い、將來を儘み、自ら戒警するに至らん、然らば、一脚に一貫目を施すは、未だ以て最重犯者に用ふるべきものに非らず、故に、犯状寸毫も宥す可らざる者なる時は、宜しく一貫目を分割して、兩脚に施す可きを、其の正を得たるものと謂ふべし、何とせば、兩脚一貫目量の鉄丸を科せらるれば、兩脚は終始苦痛を感ずる事甚だしきを以て、終に逃走、及、破獄の念を起たしめ、將來を再犯せしめざるは、期して待つ可きなり、体力強健なる重犯罪者なる時は、兩脚共通一貫目まで、鉄丸を施す可きものと信ず、一脚一貫目、若しくは、二百貫目の鉄丸を用ふるは、体力弱く、加ふるに、犯情、稍や、輕くして恕す可き者に施す可き事は、敢て容疑す可からざる故に、一脚に施すは、兩脚に施すに依りて差異あるのみ、之の如し、敢て北海士に答ふ



# 翻譯

## ●千八百九十五年第五回巴里萬國監獄會議佛國政府出題綱目明治廿八年六月開會

### ○第一部 刑法

平井光隆譯

第一 再び同一の罪を犯したる者に非されは、再犯人と看做すこと能はざるか

刑の加重は、再犯ごとに累増せざる可からざるか

第二 流竄トランジエントの刑は、最も廣濶なる意味にて、懲罰法中に加ふることを得るか、若、之を懲罰法中に加ふることを得るものどせば、如何なる特別の苦役を科す可きか

第三 某國にては、外國にて爲したる刑の宣告に付き、幾分の効驗を與ふるを得るか

第四 輕罪の被告者は、近世の法律にて其の加害者より之に爲し得べき賠償を得るか爲り、十分に保護せらるるか

第五 刑法には、重罪、輕罪、違警罪の三區別を維持するを要するか

若、右の三區別を維持するを要せすとせば、如何に之を簡單にするを良とするか

第六 浪遊罪、及び乞丐罪を組織するものと看做さる可き確實の行爲は如何ん

此種類の行爲は如何なる限界に於て、及び如何なる方法を以て、鎮制すると相當とするか

第七 甘言を以て、若年の女子を欺き、賣淫の醜業を營ましむるの目的にて、懲罰を去らしむる者に對して、採用すべき懲罰法は如何

第八 法律は、如何なる種類の刑法逸犯に對して、如何なる條件、及び如何なる程度を以て、左の方法を許すを良とする可きか

〔イ〕裁判官が、非行を爲したる者に、裁判宣告の代用として、告戒又は教訓を爲すの方法

〔ロ〕裁判官は、罰金又は禁錮、或は其の他の刑を宣告すと雖も、犯人更に、復た裁判宣告を受けざる間は、之を適用す可からすと宣言して、其の刑の執行を停止する方法

### ○第二部 監獄問題

第一 囚徒の骨格測定法に係る方法を、擴張統一し、且、此の事に付き、互に協議注意し得べき條件を調査するを要するか

第二 作業、紀律、衛生法に關し、男監の爲めに設けたるものと、甚だ異りたる特別規則を、女監に適用するを以て相當とするか

又、婦女には、特別の刑例を適用するを相當と爲さるるか

第三 刑期中、作業を義務と爲さる所の、自由刑審の刑を採用し得べきか

凡、監獄には、作業は、秩序、豫防、勸善及び衛生の基本として、緊要缺く可からざるものにあらざるか

第四 囚徒は、作料を受くるの權利を有するか

又、作業の所得金は、各既決囚に属すべき一部分と、實與の名義を以て、功勞の拔群なる者に與ふべきもの

とを除きて、首に同一種類の既決囚の給養費に充用せざる可からざるか

第五 囚徒をして、希望心と、恐懼心とを起さしめて、之を誘導するには、實與を増加するを良とするか

第六 紀律上の懲罰は、如何なる法式、及び如何なる條件にて之を言渡し、且、之を適用するを要するか。

第七 一般の紀律、及び既決囚コルムナチの改後の爲りには、寧、最善者若しくは最悪者を選択するを、利益ありとするか。

第八 右記の場合にハ、癡癩病に罹りたる既決囚の刑期計算は、如何なる原則に従りて、之を爲すを要するか。

〔イ〕癡癩病に罹りたる既決囚が、監獄署に属する特別病室に送られたる時

〔ロ〕癡癩病に罹りたる既決囚が、通常の癩狂院に移されたる時

第九 監獄制度にては、方今に至るまで、既決囚類別の點に付きて、身体運動の影響に、十分注意したるか  
者、十分之に注意せざるべきは、如何なる方法の採用を勧告す可きか

### ○第三部 豫防法

第一 囚徒イノコの出獄するに當たりて、其の積立金を浪費するを防ぎ、且、其の資力を失ひしより自ら再犯に陥るものを防ぐには、如何なる方法を採用するを良とするか

第二 監獄の學校、及び文庫が、確に囚徒イノコに供用せらるゝ爲めには、如何に之を構成するを要するか、殊に特に囚徒に宛て、差入られたる定時刊行書、及び其の他の書籍を囚徒に渡すを要するか

第三 無責任の犯罪人、又は重罪、若しくは輕罪を犯したる時に、其の責任を減せらるゝ犯罪人(精神法外)に對して、社會の安寧を保護する爲めには、如何なる方法を採用す可きか

第四 行政上の手續に依り、再犯の狀況に於ける壯年の浪遊者を、無期限にて工業家に寄托するとは、之を有期の刑に處するに優れるか

第五 豫防の點に於て、酒癖者治療院の利益は如何、及び此の治療院にて得たる結果は如何

### ○第四部 幼兒及び未丁年者に關する問題

第一 若年の男兒に關しては、刑法上の未丁年の限界を徵兵適齡に至るまで、延却するを以て相當とするか 法刑  
上の未丁年とは、假令、罪を犯すべしとあるも、裁判官より、是非を辨別するの力なき者として、無罪放免を言渡し得べき時限を云ふ

第二 家庭懲戒を失權に代ふるに、政府の監護權を以てするは、如何なる場合を有益と爲すか

監護權に關して判決するの職權は、何れの場合にても、刑事裁判所に與ふるを相當と爲すか

第三 刑法に従ひ、種々なる未丁年者の種類に充用する諸監獄を廢して、懲治監と云ふ單一名稱に代ふるを要するか

就中、單純なる乞丐者、及び浪遊者の爲めには、初級の監獄たる豫防學校を存するを良とせざるか

豫防の目的にて、未丁年者の乞丐、及び浪遊の行爲を抑制するに、最も効驗ある手段は如何

第四 過失若しくは違犯の罪ある幼兒の處分は、如何なる官署にて、之を取扱ふことを要するか

此の過失若しくは違犯は、如何なる基本に因り、及び如何なる原則に従ひて、左に掲ぐる數項の一に處分す可きかを決するを要するか

〔イ〕刑法上の裁判を宣告し、及び通常の監獄に監禁すると

〔ロ〕不良の子弟を、特別懲治監に送ると

〔ハ〕官署の監視に属する孤兒院に移すと

此の類別を爲すには、幼兒の年齢を以て、單一の基本と爲すを要するか、果して然らば、其の年齢は如何なる條件にて單一の基本たるか

〔ニ〕前數項に記したる監院に入れられたる幼兒は、如何なる原則に依り、及び如何なる手續に従りて、假

に、又は條件付、或は無條件にて放免せらるゝを得べきか  
〔ホ〕未丁年者が、再犯者と看做さるゝには、如何なる條件を具ふるを要するか、又、其の再犯は如何なる結果を生ずるか

第五 凡そ幼囚監にては、論理的体育に重きを置くを以て必要と爲さるるか

第六 刑法に従ひ、未丁年者を懲治監に送るには、在監の最短期を定むるを以て良とするか

凡そ未丁年者の處刑せられたる場合にては、民法に従ひ、其の丁年に達するまで、之を懲治教育監に幽す可きかを決定するを良とするか

第七 扶助せらるゝ者と、放棄せらるゝ者とを問はず、監舎より出てたる幼児にして、一個人に寄托せられたる者は、如何にして、且、何人の之を監視するを要するか

此の目的にて、放免囚保護會社に依頼するには、如何なる限界に依るを有益と爲すか

第八 民法に従ひ、未丁年の女子の賣淫を未發に防ぎ、及び之を既發に制する方法は如何

外國人に雇はれ、且、屢、或る人に唆されて、不徳に陥りたる少女の、賣淫を豫防するの目的を以て、諸外國と交渉協議するを得るの望あるか否か

余輩は、以上記述する巴里萬國監獄大會議の議題綱目を公けにして、汎く世の博識者流の賛成を得べきを信するなり、而して、既に協議會の有名なる一會員の建議に依り、巴里大會議にては、此の問題に最も重きを置く可きとを議決せらたり

蓋し佛國準備委員會を招集して、佛國政府の派出員が「マエネーブ」にて爲したる條款の詳報を受領し、且、大會議の構制、及び職制の準備を委任せらる可き二拾名の協議員と任命するも、將に近日にわたりんとす

佛國監獄局長 ユフ、ワウフロー

編者曰す、右の議案に對して意見を有せらるゝ會員諸君は、概々本會へ宛て、玉稿を寄せられたし、適當と認めたる分は、之を本誌に掲載したる上、佛國へ送附の手續を爲すべし、但し之を彼國の雜誌に掲載することを否せば、その權固より編者に存せざるが故に、譯め置かれたし

### ●千八百九十五年第五回巴里萬國監獄會議規則

第一條 第五回巴里萬國監獄會議は、千八百九十五年六月に開會す

第二條 左に列記する者は、萬國監獄會議の議事に參與するを得

(イ)各國政府の派遣委員

(ロ)國會議員

(ハ)參事院議員

(ニ)博士院會員

(ホ)萬國監獄會議の準備事務に干與したる準備委員會員

(ヘ)監獄局高等官吏

(ト)上等及以下等裁判所員

(チ)國立大學校の教師

(リ)監獄協會及び放免囚保護會社の特派員

(ヌ)萬國準備委員會より、特に招待を受けたる者、就中監獄に關する學術に於て名を知られたる者、監獄及び感化院の官吏等

第三條 萬國監獄會議場の入口にて、交附する所の入場券を携帯する者に非されば、何人たりとも、總會の議席に列することを許さず、但し入場券は、一枚一人を限りとす

第四條 仮理事局は、萬國監獄會議場を以て之を編成す

該委員會員は、萬國監獄會議開會の日より、四日前に所定の場所に集會す

第五條 總會は、第一の集會にて、萬國監獄會議員の權利を調査し、本理事局員を撰任し、及び開會の順序を決定す、確定の入會允許を得たる者は、入場料分擔の名義を以て、金二拾法フランを納め、入場券一枚を受取るべし

第六條 會員は、議案審査の爲め、四部に分かれ、仮に綱目中の問題を議定して、之を總會に提出す

第七條 部を分かつと、左の如し

第一部 刑法

第二部 監獄制度

第三部 豫防制度

第四部 幼兒及び未丁年者に關する問題

第八條 會員は、各自其の属せんと欲する所の部を撰定すべし、但し會員にして、數部の議事に參與するも妨げなし

第九條 各部にては、其の理事委員を撰任し、及び一名若しくは數名の報告員を撰舉して、之に報告書報告書を總會に提出することを委任す

第十條 萬國監獄會議の議事に關する報告書、訓令書、稟告書、建議案は、總て之と其の所属部に分配す

第十一條 都會は、毎日午前各員の指定の場所にて開會す

第十二條 總會は、毎日午後其の會議場にて開會す、但し議長に就きて、之に反する決定を爲したるときは、此の限にあらす

第十三條 各會員は、會議場の入口に備付ある出席簿に署名すべし

第十四條 議長は、議場を取締り、及び討論を指揮するの權を有す

又、議長は、理事員と協議して、議事日程を定む

第十五條 總會は、報告員の議定案に付き、討論を盡くしたる後に、投票を以て其の可否を決す  
凡、報告員の議定に係る修正案は、提出者の氏名を記し、五名以上の賛成者を得て、之を理事員に差出すと要す、而して理事員は之を總會に提出す

第十六條 可否決投票は、都會にては六名以上、總會にては二十名以上の請求者ある場合には、常に稱名點呼を以て、之を行ふものとす

第十七條 投票は、個別に採收し、「アベセ」順にて之を類別す

第十八條 總會たるは、都會たるを問はず、凡そ討論終結前に、出席簿に署名したる者に非されば、議決の數に加はるとを得ず

第十九條 書記は、總會及び都會にて、議事の順序、及び目的并に投票の結果を記載せし調査を備ふべし

第二十條 議題綱目外の建議、并に總て報告書若しくは告知書の朗讀は、理事員の許可を得るに非されば、總會及び都會にて、之を爲すことを得ず

第二十一條 議事日程、又は先決問題は、常に總て偶發の建議案よりも先に、議せらるゝことを得

第二十二條 一會員の演説時間は、十五分を超過す可からず  
 第二十三條 討論には、佛蘭西語を撰用すと雖も、然れども亦會員は、他の外國語を以て論述することを得  
 此の場合には、書記の一名は、其の論旨を簡單に通譯すべきものとす  
 第二十四條 議事報告書の精密を要し、及び其の刊行を迅速容易ならしむるが爲め、辯士は成る可く速に其  
 演説の草稿若しくは抜書を理事局に差出して、印刷に付すべき材料の整理を取扱ふ者の便に供すべし  
 報告書は、佛蘭西語にて刊行すべし

内務大臣

ク、ヴユビユイ

(未完)

## ● 四人骨格測度法

加地鈔太郎譯

余嘗て本會雜誌第一號に、四人骨格測度法と題して、佛國人ベルチオン氏の發明せる、骨格を測度して、  
 容易に再犯者たるを否とを、識別する方法を約述したりき、然るに同氏は昨年又該法に關する新著を出版  
 したりとて、余の許迄、遙々其の一本を贈られぬ、繕きて之を見るに、其の大体は嘗て、本誌に記せる所  
 と異ならずも、其方法に至りては、爾來の實驗に依り、改良を加へたる所も亦鮮ならずか如し、且  
 余の疊に記述したるは、二三頁に過ぎざる短文にして、僅に其の一端を示したるものなれば、其の詳細は、  
 追て記載すべき旨とも、折約し置きたりき、爾來數年を経るの今日、幸に此の新編を手にするを得たれば、  
 是より續々號を逐ひて、該書の摘譯を本誌に掲出して、前約を果さんとすと云爾

### 第一章 人相の理學

リットレー氏曰はく、人相は認識せんとする人の描寫なりと、而して監獄の實際より言ふときは、人相は人を  
 受授する上には、實に缺くへかたざるものにして、行政又は司法上の處分に遭遇したる人の、現實の狀跡を保  
 存する所以の要具なりとす

夫れ監獄に出入する者、放免又は轉送せらるる者、若しくは單に行政、又は司法上の處分(例へば退去の命令)  
 をなす者等に付き、直に生ずるの要務は、共に其の目的を同しうす、おれ他なし、其の人の現在の形狀と、  
 爾來の形狀とをして、相符合せしむる爲め、其の人物の確實なる符印を保存するにあるのみ、此の點より見る  
 ときは、人相は再犯者を認識するに、必要缺くへからざるの具なり、蓋し再犯者を認識するには、其の人の同  
 一人たることを知るより急なるものなければなり、故に前科簿にして、人相書を添へざるものは、未た之あら  
 ざるなり

佛國にて、輒近發布せる流誦是れは再犯以上の犯罪者、刑罰宣告に依り條件付裁判、若しくは刑罰猶豫に關する諸法律  
 本刑罰期後修身場長地に於ての法なりの施行以來、姓を偽り、名を匿す犯罪者、頗る増加するに至れり、於是乎、彼の人の人相書は、獨り犯罪者の申立  
 つる身分の眞偽を監督する爲めのみならず、尙ほ其の眞贋なる身分をも發見するの具に供せざるを得ざること  
 となれりき

犯罪者の人相を寫取するは、司獄官を最も適任とす、警察官は其の管域に制限あり、到底十分に之を行ふこと

體はさるへし、而して再犯者を知るの必要は、一地方と全國との差異あるものにあらず、要は只再犯者の偽名して、監獄に來たるものを發見するにあるのみ、此の目的を達せんには、全國の各監獄に於て蒐集せる人相書の寫を、一所に集合せざるべからず

蓋し夫の寫真にて、再犯者を識別する唯一の最良方法なりと思惟したるは、最早三十年の昔なりき、往事を追想すれば、迂も亦甚し、犯人の寫真を集むること太甚し、然るに、其の寫真は漸次増加し山を爲すに及びては、一犯人を調査せんとするに、猶は實際其の途なきを如何せん

此の數十年來、巴里の警視廳にては、始と十萬枚の寫真を蒐集せり、然るに、巴里にて收捕せらるゝもの、日々百名に上るか故に、若し是等の人を、一々此の十萬枚の寫真を繰返して搜索したらんには、果して如何、よし當該官吏の平常見習れし兇漢と雖も、其の搜索をなすに、恐らくは一週日を費やすへし、况や常に誤謬脱漏等あるをや

於是乎、彼の植物學、及、動物學に於て用ふる研究方法に倣ふの必要を感せり、此の研究方法とは、彼の偽造し易き身分を以て、基本となすことを止り、人の特種なる元素に依りて、探述するにあるなり

茲に注意を要するは、類別法の具はらざるか爲め、折角の良法も、常に功を奏せざるまじきなり、蓋し次に例示する所の方法の缺點も、亦主として此の類別法の具はらざるに由らすはあらず、聞く支那にては、拇指の皮膚の摸様に依り人の善惡を卜せりと、又、或る醫家は、犯罪者の臍形を石灰に印して、人を識別せんとせり、

又、人の眼簾の摸様を視ひて、微細に之を描寫して、人を識別せんとせり、又、耳の凸凹は、人毎に必ず異なるものなるも、同一人には少年より老年に至るまで、其の形決して變することなしとて、耳の形を印し、又は體形して人を識別するの法とせり、又特徴、例へば疵痕、墨子等に依るの法あり、其の他類似のもの、尙多かるべし

木葉二個を取來たりて之を較ふるも、決して同一なるものなし、天は同一のものを二にするを欲せざるか、試みに人体に就きて其の何れの部分にても、之を取りて、他人の同部分と詳細に比較せよ、假令如何に仔細に吟味するも、到底同じきものはあらずるへし、或は外部の異なるものあり、或は内部即ち骨筋脈管等の異なるものあり、或は生理的に舉動、相貌、肢体の運動分泌等の異なるものあり

彼の犬か群衆中にて、主人を失なひ、地上を嗅きつゝ所々を徘徊して、遂に之を見出すは奇と云ふへき、オノール物語に曰はく、ユリッスは、家に還らざるおと二十年、妻を乞丐に變して國に販る、之を知りたるものは、獨り其の忠犬「アルゴス」のみなりきと、蓋し夫は人を識別するに、一種の感能あるか、惜しいかな人間の感能をもて、之を知ること能はざるは、併し自然の音聲にて發したる語は、彼の蓄音器之を保存するを得へければ、或は該器をもて人を識別するの具となすの途あるかも知られず

されは、司法上に、同一人を識別するの法、今日にては、人間の特種の新元素を發見せんよりは、寧ろ類別法の妙案を發見することを努むる方要務ならん、彼の拇指の先端の皮にある皺の摸様を見て、人を知り得るか否か、即ち人毎に特種の印形を、身中に具へ居るか否かの問題は、余の論究するを欲せざる所なり、又、彼の眼簾の摸様を描寫して、人を識別するの法はフランシス、ガルトン氏か驚くへき程の精密なる研究を爲したる所なりきと雖も、未だ効果ありとも思はれざるなり、余の茲に研究する骨格測定法は特に前文にて一言せる各種方法よりも精密なるのみならず、尙は其の類別法に、實に精神を注きたる所なり、此の類別法を正確にするは、其の重なる目的にして、他の方法に超越する所、亦實に此に存するなり

## 第二章 三種の人相記

第一款 骨格測度に係る人相

骨格の測度を以て、同一人を鑑識する方法は、左の三條件に基づくものなり、是れ此の十年以來の實驗に依り、其の確實なるまとは、最早争ふへかりざるに至れる所なり

第一、年齢二十歳より、人の骨格には、殆ど全く變状なき事 單に身幹（正しく云へば腸骨）は、尙二年又は三年間は、多少生長することあれども、其の割合至りて微少にして、之を知るに難からず、實驗に依れば、此の微少の生長は、一方には、二十歳より老年に至るまで、漸々脊髓に、微少の屈曲を來たすに依りて、相補ふことを得へしと云ふ

第二、人毎に骨格を比較するときは、其の大き必ず同しからざる事 此の差異の甚しき二人として、全く同じ骨格を得ること困難なるのみならず、到底能はざるべきなり

第三、骨格の或る部分は、之を測るに容易にして、且、稍や正確に測り得ること 此の事たる、極めて簡單なる仕組の両脚規にて、生者に就き測ることを得るなり

人体に就き、測り得へき部分中、審案研究の末、我か測度法に採用せる部分は、左の如し

- 全身に就きて行ふべきもの
- 〔身幹（直立したる人の長け）〕
- 〔兩腕を張り廣げたる長さ〕
- 〔半身の長け（坐したる長け）〕
- 頭の長さ
- 頭の幅
- 右耳の長さ
- 右耳の幅

頭に就きて行ふべきもの

手足に就きて行ふべきもの

- 左足の長さ
- 左足中指の長さ
- 左の小指の長さ
- 左肘の長さ

右の測り方は、めて正確緻密にするにあらずれば、決して其の効なきものなり、實に骨格測度の正否は、其の効果と同一の比例となるものなれば、此の測度の事は、實に本法の骨子にして、深く注意すべき所なりとす、例へば、茲に身幹に付、其の寸法を普通の測り方よりも半分少なき割合を以て取るものとせんに、若、常に斯の如き誤謬あるときは、其の結果は二倍の人員を生ぜざるを得ず、即ち五尺二寸と測るべきものを、五尺一寸とせば、茲に二様の人を生ずべき等なり

(未完)



寄書

●窄衣は決して廢す可からず

大和一 南都物太郎

雜誌第六拾八號雜報欄に、窄衣排除論あり、其の文中に「今余輩は、實之を己に試み、且其の實施後の効果如何を觀察するに、此の器械は、實

に害ありて益なく、却りて人をして、危害に瀕せしむるものなるべしと云ふ見せり云々」とあり、故に聊か筆を染め、其の論の妄を辨せんことを、抑も論者が窄衣を排除すべき理由として掲げたる第一の論旨に曰はく、（窄衣は、血脈の循環を止め、卒に身体麻痺し、呼吸を壓逼）され論者が、窄衣の施用方を知らざるの証據なり、總て戒具は、施用方の如何に據りては、其の身体に危害を及ぼさざるものは非ざるなり、手鏡捕縄の如き悉く然らざるはなし、故に之を施用する當路者は、宜しく其の殺戮の度を計らざるべからず、若、服に失する時は、捕縄手鏡の類と雖も、血

腋の循環を止むるに至らん、已に血脈の循環を止むれば、必ずや身体全部、或は一部分に麻痺を生じ、隨ひて呼吸を壓遏し、時間を経過するに従ひて、終に昏倒するに至るべし、豈獨り瘵衣のみならず、蓋し瘵衣は、囚人の強暴最も盛なる時に、之を施用するものにて、取に暴行を抑制するの要見す、故に已に鎮靜したるときは、直に之を取除くべし、要するに之を施用するの時機を過らざる、且緩嚴其の度に適せば、決して論者が論の如き不都合なきものなり、其の第二項に曰はく、(訊問等)に於けるに、舌頭粘結し、さ、ふれ論者が瘵衣施用の時機を過りたるも言語を發するに能はず、さ、ふれ論者が瘵衣施用の時機を過りたるものなり、瘵衣は、強暴を抑制するの戒具なり、其の犯状を訊問する時に施すべきものに非ず、且、訊問等を爲さんには、囚人の心情平常に復したるの時に、一切の戒具を除き、充分に發言の自由を得しめて后に、之をなすべし、若し囚人の心中怒氣盛なる時に、訊問等を爲さんせば、反りて益暴言を吐き、其の囚人をして犯状を重ねしめん、故に、指令戒具を施さざるも、舌頭粘結して、言語の自由を失ふものあり、況、戒具を施すをや、されは司獄官吏たるものは、其の囚人の性質に應じ、其の時機を察して、之れが處置を爲すべし、其の第三項に曰はく、(獄中に懲罰の戒具)本項の如きは當路者其の人の罪なり、徒らに瘵衣を排除せんより、寧ろ戒具を施用する、其の當路者を排除すべし、論者何故に瘵衣にのみ其の責を歸せんとするか、其の第四項に曰はく、(幼年者の懲罰)本項も、猶、第三項に同じ、其の續文に曰はく、(論者)如く、戒具を好むの心より、之を施用し、大に監獄の改良の妨礙となるべし、之れに反して、(懲罰)其の益とする点は、悉く發見の不能なるを如何にす(べき)と、(懲罰)論者の如く之を排除すべしと云はる、一般の戒具は之を排除せざるべからず、何ぞ瘵衣のみに限らん、然れども、奸惡無類の數百囚を拘禁する監獄にして、彼等が暴行を續断する戒具なきは、何を以て其の自由を看顧

せん、若、囚人の暴行を抑制せずして、其の自由を還しうせしむべしと云は、瘵衣固より廢すべし、其の他の戒具も悉く之を廢すべし、苟も自由刑を確實に執行し、奸惡強暴の徒を矯正して、良民に歸せしめんを欲せば、百餘の戒具は益之を整理せざるべからざるなり、蓋し戒具の有害無害は、單に施用方の如何にあるのみ、有益無益も、亦、之を施用するの時機如何により、豈に戒具の罪なきを、孟子曰はく、王歲を罪するみさなく可有りと、論者も亦た漫りに戒具を罪するみさ勿かれ、論者尙曰はく、「歐洲諸國にては、之を以て戒具の一と爲すに雖も、主として、強狂者を抑制するの具とせり、歐洲人は、全く本邦人とは異なりて、手端の運用運鈍にして、斯かる器械なくば、容易に制防禦の策を施すみさ、たさきものなり、本邦人は然らず云々」と、ふれ論者が大槓を吹き散らして、余輩を惑はさんとするものなり、試に思へ、歐洲の人種、果して手端の運用運鈍にして、斯かる器械なく、容易に制防禦の策を施すみさ難きものせざば、其の暴行を爲す囚人、強狂人も、亦た手端の運用運鈍ならざる可からず、何ぞ獨り戒護吏員に限りて、手端の運用運鈍なる理あらん、若、相共に運鈍なりせば、瘵衣の効用、我國に異なりなかるべし、論者以て如何んとなす

### ●罪囚の種別

在福島中村 裏

#### 第五種 犯情惡意少なき囚人

一、此の種に屬する囚人は、左の如し

一、年齢は、廿才以上、四十才以下のもの多し

一、職業は、新聞記者、其の他職業上に関するもの

一、罪質は、新聞條例、政社集會條例、出版條例等の違反、又は、官吏侮辱誹謗罪等とす

一、犯由は、國事、政事、又は、黨派の主義上に對し、意見を異にしたる記事論議等に屬するもの

一、刑名は、重懲禁錮にして、刑期は、一二月乃至二三年に過ぎず

一、世上に於ける生活、その他、囚人の性質、教育等は、記するを要せざるべし

一、獄中に在りては、敢て不品行たるにあらずと雖も、動もすれば、官吏を輕侮し、又は、之に抗言し、法規を弄し、命令を拒絕せんとするの傾向あり、然れども、處罰等を受くるに至るもの極めて稀なり

一、惡奴等とは、接近せんとするを好む、如し、蓋、惡奴等と、眞に親み晚まんとするにあらず、唯、其彼等の言ふ所語る所を聞き、力めて、獄舎の情を探り、出監の後、新聞紙、又は、言論等の材料に供せんとするに在り

一、工業は、紙工、陶器工、セメント工業等に、多くは就役せしむ

一、右種に屬する囚人の犯罪目的は、政事、又は、黨派上の主義を貫徹せんとするにあれば、其の智識教育は、大抵普通人に優り、獨力を以て生活し得るものなれば、出監後惡習的の教誨を要せざるは勿論なりとす、唯、他の破廉恥罪と離隔し置くに以て足れり

一、別房留置となる者の種別

一、別房留置人となる者に三種あり、其の一は、第二種より轉入するもの、最、多く、其の二は、第三種より轉入するもの之れに次ぐ、其の三は、第四種より轉入するもの是なり、而して、此の四種より轉入するものは、他の二種に比すれば、極めて少數なりとす

第二種より轉入するもの、即、極悪なるもの、は、全く世上に屬する能はざる老朽者なれば、監視滿限後出房するも、糊口も、生活する能はざる老朽者なれば、又、入監す、然れども、此する途を得ざる間は、直に犯罪して、監視滿限後出房するも、此の種に屬するものは、元來意氣地なきものなれば、惡奴等を體れて之れに接せず、又、惡奴等も、敢て顧みることなれば、假令幾歳月在監するも、又幾度出入するも、惡事に上達し、惡奴等の爲めに引取られ得るとも、誠に稀にして、遂に、獄内にて一生を畢ふる、又は、出監後發病等するとあれば、道路に仆れ、養育院に入りて、其の生を畢ふるを以て止むもの也

第三種より轉入するもの、即、犯情憐むべき者とす、之れも款ふべき親屬なく、且、機械に迫るの点は、頗第二種者に類すと雖も、機械に陥入する原因と、又、將來に對する状況とは、大に前者と異なるあり、故に、偶、親屬の存するあるも、之を體察するの傾向あり、(引取られたる苦處に遣はんよりは、寧ろ)又、否るものは、其の親屬等に引取らしめんとするも、其の他他親なるものは、旅費等を贈與せざるは勿論、邊鄙の地方に在りては、其の子弟にして、一度獄舎に入るときは、近隣のものを、其の飯食を厭忌するより、或は實際を拒まれ、自己の生計に影響せんとを恐れ、種々の口實を構へ之を引取り背せざるもの多し

第四種より轉入する者、即、犯情原諒すべきものは、大抵、親屬等のあるのみならず、多少資産を有するもの多しと雖も、中には之なきものありて、別房に轉ずるものあり

別房留置人に執らしむる役業は、大抵工場の一隅に、數十人を並せしめ、世上の所謂婦女の内職とするにも足らざる楊枝削、若く

は鞋の芒鞋等を爲さしむるより(第二、第三、第四種に屬する囚人のものは、已先因たるも、尙、工錢を給するに足る多きは無藝然るに、一旦別房留置人となるときは、工場等を囚人と別異せざるを得ざるより、別房留置人の爲めに、別に各種の工場を設置する如きは、今日の監獄には、到底經濟の許さざる所なり、好し之を設置し得ざるも、此の種の無藝者に執る工錢は、一日大抵賃錢内外の平均に過ぎざれば、衣食費を扣除して、其の餘の本人に給すべきなきは勿論なれば、監獄則の規定は、殆ど空文に屬せざるを得ず、されば、本人の不幸なる主刑は、僅に、二三ヶ月にして、監視の期限六七月を、空しく拘禁せられ、主刑満期の際、風毛なきものは、監視満期のまきも、依然風毛あるふさなし、若、住所を定むべき親屬等あるものにして、主刑満期の際、二三拾錢乃至四五圓の金を有するが、若しくは、之を給するの方法ありたらんには、住地に販着の上、正業に就き、真民と爲り得べきものなるに、之なきが爲め此の者等をして、徒に、惡漢に化し社會に害毒を流し、遂に、生を獄裡に準はらしむるのみならず、監獄にては、恰も其を不長に化する爲めに、六七ヶ月間の衣食を給與するが如き状態を免れず、此等留置人が、出房するの時期曩中にして、寒中拘禁せられたるもの、襪履の繕入を纏ひ縮く如き炎天を徘徊するあり、又、暑中拘禁せられたるものにして、寒中出房するものは、單衣若しくは腰限中天、其の甚しきに至りては、破れたる白單衣一枚に、手拭一筋を携へ、寒威殘冽肌を刺すが如き時に、風毛の金を、一の弊履をも穿つも能はず、一夜を宿するの親風なく、一食を乞ふの知人なく、身体衰耗、顔色土の如き有様にて、道傍に佇立も多し、其の無狀譬ふるにもなし、世人途上に之を一瞥せば、必ず、回避歩を第らん、況、之を顧ひ之を使役せんとするものあるに於てをや、爰

種に、其の否らざるものは、之を本四種に加ふる類なり

監獄にて、囚人を所遇するに就ては、監獄則の規定に基づき、罪實犯數畢金等を、別異するを以て、罪事に慣れたるものか、奸智詭計を誇り、未熟の囚徒を汚染し、若しくは強者の弱者を凌辱するが如き兇害は、絶てなき筈なれども、現今監獄の構造たる、概して不定全(少なきは二百以上)なるより、之が分類を區別し、其の弊害を充分防制するも能はず、又、此の兇害を防制する要旨は、即、監獄則の規定も、亦缺く所なきすへしとありて、未、犯罪成立の如何、其の人たる性質行狀其否を觀察し、是を別異する方法を明示せず、今其の例を擧げんに、即左の如し

一 物監再犯者 所々の倉庫を破壊し、常に數百圓、若しくは之れに該當する物品を奪取し、常に不義の賄者も極むるもの、即、第一種に屬するものあり

又、全罪全犯數にて、字數本、若しくは、薪炭數個を物取し、機に、機溝を凌ぐんさするもの、即、第二種に屬するものあり  
 一 詐欺取財初犯 資性奸佞詐論長し、常に高價の物品、又は金圓を騙取するを以て、業と爲し居るも、其の手段の巧みなるより、毎々法網を通るもの、偶々以て法律の問ふ所となるもの、即、第一種に屬するものあり

又、全罪全犯數にて、商家等に雇はれ居りしもの、一朝酒色に耽溺して、其の資に窮し、雇主の金品を持逃げ等するもの、即、第四種に屬するものあり  
 一 故買初犯 常に竊取等と聯合し、故買を以て業とし、巨利を貪るものにして、偶、法の問ふ所となるもの、即、第一種に屬するものあり

を以て、此の輩に出處を命するに當たりては、尙留置せられんことを懸望して止まざるものあり、然れども、之を敢許するの途なれば、其の旨を諭して、強ひて、門外に押し出したす往々之あり  
 一旦別房を留置せられたるより、出房に際する狀況斯くの如くなり、(第二種より轉入)在監中は、信書の贈答、差入物件の頻繁となり、其の滿期に近づけば、引取人數人ありて、該當日には、時期に適する衣類を携へ、未明より門前に來たり迎ふるものあるに至る、全一人物にして、其の狀の全しからざるも、實に普賢も普ならざるは、抑、如何そや、是れ他なし、漸次惡奴等と親昵し、惡業を練磨するに因らずんばあらざるなり  
 別房留置人となるものは、畢竟第二種、第三種、及、第四種に屬するものより輸入するものなれば、其の種類の者に就きて、救護するときは、留置人となるもの、殆、稀なるに至るべし  
 右陳ふる所の區分の外、刑法にては博奕、徵兵忌避、罪人藏匿、過失殺傷罪等、又諸規則にては、鉄道略則、古物商條例、賣藥規則、印紙稅則違犯等に處せられたるもの多く、一々枚擧する能はずと雖も、要するに、以上の五種類は、其の標準たるに過ぎず、故に右の外、例へば罪人を藏匿せしものにて、己に物盜の受刑者にて、而も第一種に屬し、且、其の藏匿を受つたるものも、亦、之に類するものならんとは、共に第一種に加へ、其の否らざるもの、即、先に處刑等を受けたるとなく、又、其の庇保せられたる罪人も全實のものならんには、之を第四種に加ふるべきと、又、古物商條例違犯の爲め、罰金を科せられ、上納する能はざる爲め、換刑の處分を受けたるものにて、常に惡奴等と繋連するが、若しくは、故買等にて、已に處刑を受けたるものならんには、之を第一

又、全罪初犯にても、船夫若しくは、運船夫にして、其の積荷中より、少々つ、物品を抜き取るを以て、元來役得と稱する一種の弊風あり、若、其の物品を賣らんとて、持行くときは、是を買ふもの、其の情を知るも、敢て不正と認めず、之は、即、彼等の役得なりと云ひ、價格の少しく廉なるを喜び、之を購ひ、自家の用に供するもの等、即、第四種に屬するものあり

一 謀殺殺 常に博徒の首魁等を自使し、真民を苦しめ、財貨を掠め、其の怨を恣まにせんが爲め、若しくは、人家に忍入り、財貨を奪取するに際し、家人の支ふる所となり、之を故殺せしもの、即、第一種に屬するものあり  
 又、全罪にて、妻の姦所を認め、若しくは、痴情の爲め、之を殺害するもの、即、第四種に屬するものあり  
 一 數度全罪を受けたるもの、族籍氏名を詐稱し、初犯を以て罰せらるるものあり

一 他監を逃走せしもの、其の事實の發覺せずして、一の微罪を以て罰せらるるものあり  
 一 審判法、其の他隨附犯處分規則等にて、數度入監せしもの、現今の刑法に依り、初犯として罰せらるるものあり  
 一 已に、輕罪の刑に、屢、處せられたるもの、重罪の刑を犯し、初犯を以て罰せらるるものあり

以上、法律上初犯者なるも、其の實、否らざるもの、例  
 一 強盜を、屢、犯したるもの、其の罪の發覺せずして、僅に、遺失物監罪等にて罰せらるるものあり  
 一 已に故買等を以て、數度處刑を受けたるもの、爾後又毆打罪等に

一 強盜、窃盜、故買等の犯罪を犯したるもの、一の重き強盜にて罰せらるゝものあり

以上は、法律の罰したる罪名と、其の實、異なるもの、例、(但、年齢に餘人の子弟たるもの、若しくは、貧家に成長したるもの、其の父又は高入の子弟たるもの、全年なるも、決して全一視する能はざるは、罪名犯數の區別に)

司獄官が、監獄内の規定に基づき、之が別異を爲すに當りては、專、其事の傳播を防護する主意を以て、爲さるべからざるは、勿論なりと雖も、其無形上に立入り、之を處理するの困難なるより、寧、外刑上に顯る、所、即、裁判官法律等に依りて、之を區別するの易きに如かるより、勢、該規定の明示する標準にのみ固着するの傾向なきを免れず、是を以て、該規定は、所謂儀式的の徒法に屬する能なき能はず、依りて、此の標準を改め、專、無形上に觀察し、罪質犯數の如何に拘らず、其の犯罪の成立の如何、其の人の性質行狀の良否等に基づきて、區別するとせば、假令其の獄舎は不完全なるも、其の効を見るを得べし、況、其の完全なる獄舎なるをや

蓋し四情は地方の風土人情に因りて、各異なりと雖も、道は大同小異たるに過ぎざれば、何に適用するも、毫も至難なるが如きときは、金の已に信して疑はざる所なりとす

(完)

### ●治獄要論

在埼玉浦和 正員 矢島 勇 稿

治獄の要は、協同一致、精神團結して、其難にある者は、共に精神助の一年間一監内にて、平均一名を超過すると決して稀に非ず、是れ其の基つく所は、教育のなき者の爲すと多き一証とすに足る可し、實に教育は人間の光榮なり、人間の心なり、佛帝ナポレオン云はく、兒子を生出すは容易に似たれども、之を成育して、獨立自主の人たらしむるは、殊に至難の事業にありと

正直生活人を害する勿かれ、曰はく道徳に開れずして、法律に關る、は僅々に過ぎず、曰はく政治犯及び違警罪の如き是れなり、故に監獄に在監の全囚は、多くは皆獄に先づ道徳に背戻したる人類にして、即ち其の真心と輿論との制裁を超過したるものと云はざるを得ず

治獄方針の神髓とするものは何ぞ、囚徒は一旦成法の罪人となりたらんに、再成法の下に我れせらるゝ否、決して然らず、内務一の行政機關にありては、修身齊家誠心誠意の教訓を以て骨子とせざれば、寧、再犯の憂あるものと豫知するに足る、故に一度監獄に入るとききは、其の者は必不進行不信切の人とす、殊に非常にて、人類一般の面目を害し、まきは、其の利害の及ぶ所、殊に非常にて、人類一般の面目を害し、其の局限に全社會に不利を及ぼすものなり、

### ●官制改正に就きて

北海道集治監 工藤 襄

新官制を讀みて教諭師の地位如何に至るときは、一の規定なくして、舊



運動を爲され、其の方針を誤ると諒しとせず、蓋し司獄官吏の任たる、相當の學識を有し、事に際して躊躇せず、英意敏捷なる活斷あるを要す、而して夥多囚徒の摸範たるべければ、寸毫も愛憎偏頗の事ある可からず、既に囚徒の状態を視察し、之を警守教諭するに、人の天性より解き起みし、感化を心得せしむるに方しては、須く、先、理義公明清白を以て、説明すことと雖も、嚴なれば破れ、寛なれば侮る、故に干渉奇酷に失すべからず、何とされば、囚徒は其の反動心を惹起するや、殊に劇烈なるも其民の比に何とされば、必や毒を嘗むるときは皿までと云ふ感情を喚起せしむるに至ればなり、然りと雖も、彈呢寛漫或は放任に流る、ときは、惡漢誹謗を逞しうし、作業の怠は勿論、嚴正規律を蔑視し、越獄脱監、若しくは刑法の目的を達すると能はず、故に寛嚴其の宜しきを得るは、殊に至難の事業と云はざるを得ず

我最大名譽職たる司獄官吏は、徳義に富み總行あらざる可からず、而して其事の公正たるを全囚に瀟灑波及せしめざる可からず、然れども茲に規律の施行を區々するなれば、權義の別を失す可からず、故に不肯勇曰はく、囚徒を感化降善せしめん欲せば、必、先、精神的の束縛を第一とせざる可からず、如何とされば、官吏も人なり、囚徒も亦人なり、身法律の制裁に由りて、公權を停止、若しくは剝奪せられたるに止れば、腕力を以て強服せしむ可からず、力を以て人を服するものは心服するにあらず、力足らざるなり、吾不能を三者すべし、鎖を以て人を服するものは、中心、自、服するものなり、

學識するに、業此の犯罪は、國人開化の程度に關し、只管教育の治からざるの致せる所なり、歐洲佛國の如きは、佛國中一年間の死刑統計表を見るに、セーム州を除き、カントンにて死刑に該當し、社會上に排斥せらるる者は、一々あるときは至りに至りて轉死し、之に反して、社會上に排斥せ

官制に、教諭師は例任の待遇とするべし人爵を廢せられたり、其の廢せられたる所以は、天爵を有する所のものをして、徒に、人爵の下降たる例任待遇に甘居せしむるは、天爵の尊きを毀損せしむるの故ありとの言趣に出てたるなる可し、教諭師諸君の爲めには、切に喜悅する所なり、而して今吾人は、恰も餅を惠すれば、尙其の砂糖糖及も與へよと言ふ如く、尙、一言の希望を述べ可きものあり、我が國監獄の教諭に從事するものは、果して何れの階級の人なるか、問はずして宗教家のみにして、他に其人あるを知らざる可し、其の宗教家たるものは、其の天爵あるが爲めなる可し、其の天爵の尊きものあるが爲めに、例任たる人爵を付するの制を廢したりせば、何故歩武を進めて、之れと同時に、之れに伴ふ可き單一獨立なる教諭師服務規則、又は、規程とものも設定して、名實相伴ふの盛舉に出でざるか、これ吾人が切に惟む所なり、知らず當局者は、之れに通ずるの規則規程を、改善設定するの豫定なるや否か、若し其の舉ありせば、吾人亦言を要せざる可し、苟くも然らずせば、請ふ之を述へんとす

親よ、現行教諭師の分掌規則、及、旅費等支給の方法は、何の階級者に肩を任するや、列を人爵の最下階たる看守、控乘手、押丁の如きと、同一規定の下に任するにあらずや、之れ天爵ある教諭師を過するの道ならんや、宜しく更に一按を設けて、其の服務規程を編成し、備人分掌例の中より削除するを當然とす、職者以て如何とす、記して職者の教を讀ひ、更に論ずる所あらんぞとす

# 叢談

## ○看守の怨言悪囚を走らす

昔、關西の某監獄に、云はん方なき悪徒ありき、脱獄せるよし既に幾十回なりしは、看守達も、一層注意せられけるに、一日獄則を違犯したりければ、屏禁處分に行はれにけり、或夜風雨烈しかりけるが、之に乗じて、又、越獄しけり、今より十分間前には、儘に居たりければ、走りたりとて、未だ署内をば得出すべくもあふじとて、長官は下官を部署して要所へ配置をなんせられける、斯て、別に人を撰びて、署内を隈なく搜索をばせしめられたりけれども、其の影だに得見えざりけり、配置せられたる人々は、はや曉に至るまで、更に休息せず、雨に浸され、風に吹かれて、立縮みたる苦しさを、思ひくりに吐けり、されど彼いつ方へか潜みけん、巧に隠れけるよし、一人が云へば、否、彼が敏捷なる、争か阿容々々と署内にあるべき、縱令在りとするも、此の配置は何事ぞ、人垣を結びたふんやうに、一方には配置しなから、見給へ官舎の方には、

人氣もあつざるにわらずや、四人の衛生には、兎角言ひ罵りながら、我等が身体は、毫毛の類ばかりも思ひやりなき就まじさよと、口々に誇り罵りて、三々伍々、このものもど、打集ひてぞありける、

斯くて夜は明け放れぬ、忽、官舎に於て盜難に罹りたる家ありけり、衣類數點、金圓若干、こは如何にと云ふ所へ走り來たりて報ずる者ありて、柵外の某所に、脱ぎ捨てたる獄衣ありと曰ひければ、又手はしなしたり脱りけり、切齒をすれど其の詮なかりき、斯くて半歳許を経て、件の悪囚捕へられて、また其の監獄に入りけり、看守達は、口措しさにやえ堪へて、悪囚を引き出だし、さまざまに罵り懲らして、且、曾て如何にして官舎の方に人なきを悟り、刺へ盗みとさへ勵きて逃れ出でしかど尋ねければ、悪囚は平氣なる顔貌にて答へけるやう、彼時、私は二番工場の家根の上に、家根板を被りて潜みたりけるに、旦那方のお寄合なされし時、漢語の旦那(是は常に好んで漢語を使用するを以て此の綽名を得たりと)が、例の高調子にて、官舎の方に人なきを語らせ給ひしを聞きて、知りたりと云ひけり、實に、敵の糧にするとは、此の悪囚奴のことなんぬ、

## 統計の部正誤

明治廿四年度府縣監獄費及監獄収入額在監人割當表中島根縣の分は其の一人當り割合に多額なりしを以て其の筋より照會されしが、全く在監人延人員に違算ありたる旨回答あり左の如く正誤ありたり

- 一 在監延人員四十万九千九百九十六人
- 一 監署諸費の在監人一人に對する年額金貳拾四圓貳拾九錢三厘
- 一 一人諸費の在監人一人に對する年額金參拾七圓拾四錢五厘
- 一 計に對する年額金六拾壹圓四拾參錢八厘
- 一 製造品賣却代及雇工錢に對する一人年額金拾五圓五拾七錢六厘
- 一 計に對する年額金拾六圓三拾八錢八厘
- 一 支出の内製品賣却代及雇工錢の収入を控除したる金額在監人一人當り年額金四拾五圓八拾六錢壹厘

## ○本號論說欄内正誤

監獄則新舊比較中の散士とあるは正達の誤りに付正誤す

# 官報

大藏省訓令第六號  
 金庫出納收  
 甲應ヨリ預金トシテ甲金庫ニ預ケ入シタル在監人所持金工價フ乙應ヘ移  
 入メ甲應ヨリ拂戻ニ係ル領收證書及預金通帳ニ明治二十三年大藏省  
 訓令第三百三十四號ノ爲替納金請求書(納金ヲ取扱フヘキ官廳名及收入官  
 姓名トアル欄ヘ乙應名及主任官

兵庫縣警部 警務局長在職中同署員吉田隆ヲ該署ニ領置保管セル拾得  
 金品及各拾得人ヨリ届出ノ除其金品ヲ二十六年三月ヨリ六月ニ至ルノ間  
 ニ於テ數回ニ繼取シタルヲ覺知セシ其後前任署長ニ事務引繼ヲ了シタル  
 慶親勝上不都合ニ付同月額十分ノ一ヲ料ス

任警視廳看守長(二月二十日警視廳) 警視廳看守  
 任警視廳看守長(二月二十日警視廳) 警視廳看守  
 給十號俸 警視廳看守長 志村 龍明  
 給十號俸 警視廳看守長 志村 龍明  
 警視廳看守長 志村 龍明  
 警視廳看守長 志村 龍明

○敘任及辭令  
 内務省警保局長正五位勳四等 小野田元經  
 漢地利國兼洪基利國皇帝陛下ヨリ贈與シタル「ダス、コマトウル、クロ  
 井ツ、アルレルヘヒス、タイリス、フランツジョゼフ」勳章ヲ受領セ及  
 七佩用スルヲ允許ス(二月八日黨政局)

陸軍高等官六等 熊本縣典獄正六位勳六等 小池 浩輔  
 陸軍高等官七等 石川縣典獄正八位 高北 忠吾  
 陸軍高等官七等 愛媛縣典獄正八位 野田 眞幹  
 陸軍高等官七等 佐賀縣典獄正八位勳六等 藤澤 正幹  
 陸軍高等官七等 茨城縣典獄 古城端二郎

大藏大臣 渡邊國武  
 明治二十七年二月十四日



右は、各員の職を盡くし、御許間に答申せんと欲すれば、之を協議會に附せられんことを望む

全會員より右に同意の答申あり (夏之)

○救護師協議會の決議を以て左の如く答申す

性質を分類するは、尤も難き業にして、秘密に之を論ずれば、心理學的に研究せざるべからず、さて、一々之れに定義を附せんとするが如きは、本職等の能く爲し得る所にあらず、執、本題を請問せらるる、所以を考ふるに、四人所遇上之を知るは大に便益を興ふるとあるかためならん、故に強ひて之を學術的に研究するよりは、文字によりて、其の有様を知るの容易なるに如かずとし、左の用字を定めたり、今、復、之を以て實際に臨み、経験を積みて漸次訂正をなさんと欲す

- 輕卒 ○謹嚴 ○浮華 ○實朴 ○謙許
- 正直 ○狡猾 ○眞實 ○過激 ○溫和
- 傲慢 ○謙遜 ○頑固 ○執拗 ○柔順
- 短氣 ○寛大 ○躁動 ○執着 ○恢氣
- 怯柔 ○剛直 ○輕薄 ○貪婪 ○廉潔
- 淡泊 ○沈鬱 ○奇異 ○殘忍 ○廉潔

以上

第五 四人性癖の分類法に就きての意見如何

答申

救護師 原 鳳 昭

四人の性癖を探知明認するは、遇四上便宜あるのみならず、犯罪起因を見るに、大に参照せざるべからず、研究を要するものなれども、之を分類するに、一様に出で、用字一ならずれば、統計上其の實を得るに宜

に會員有ると以て、貴國監獄の實現は是より世界の好評を博取せんと、疑ひなく存候

明年六月當府に開設する、萬國監獄會議に付すべき政府提出の問題も、同じく本誌に登載せるを以て、翻譯の上、貴會々員に預かり、其の意見を質されんと、不堪希望候敬具

千八百九十三年十二月八日

佛國監獄協會書記長 ヲビニール

大日本監獄協會佐野尙殿

譯者曰はく、本文日本監獄批評の項目は、左の如し、(萬國監獄會議問題は掲げて翻譯欄内にあり)

一 日本監獄進歩の事

此の通信に對して、日本監獄の現状は、あらゆる點に向かひて、非常に進歩せりと評せり

二 日本監獄種類の事

三明治廿五年十二月四人現在表の事

四常事犯と國事犯との區別の事

五 東京集治監の組織の事

此の通信に對して、分房の設なしと雖ども、その構造を觀察するに、歐米の監獄に比し、決して一歩も譲らずと評せり

しからず、故に、歐米監獄の統計表を参照し、各員の從來の経験を計し、之の標準用字を定むる爲め、本題を協議會に附せられんことを望む

全會員より右に同意の答申あり (夏之)

○救護師協議會の決議を以て左の如く答申す

四人性癖の問題を考究する所以は、犯罪起因又は人の性情を知るに近きものあるか故なりと認めれば、其の分類にも強ひて之を學術的に研究せず、本職等の経験上、最も多く目撃する所のものを、左に列舉し、其の用字を定め、實際に臨みて、愈、其の適否を考究せんと欲す

- 情眼 ○饕食 ○飲酒 ○喫烟 ○夜遊
- 遊蕩 ○演劇 ○相撲 ○勝負争 ○漁獵
- 樂馬 ○武藝 ○豪音 ○盆歌 ○香毒
- 骨董 ○演辭

右の名目を總稱するに、性癖の文字を改めて習癖とすを適當なりと認めたり

海外通信

拜啓本號雜誌に、先般貴下より御送付相成候通信に依り、貴國監獄一般の施設に就き、本會役員ビヤール氏の批評を掲げ申候、御承知の如く、本會は世界到る處

六 四人食物の種類及分量の事

七 四人給與方の事

八 集治監は分房法を用ひざる事

九 四人別異の事

十 東京感化院の事

此の通信に對して、兩陛下の御手元金を下賜せられたるは、道徳上の事業として、莫大なる名譽として頌揚すべきことなり、且、同院の規則は、佐野尙氏の翻譯したる、佛國メットライ感化院規則によりたることを評せり

十一 各地保護會社の事

此の通信に對して、各地の保護會社は何か故にかく少なきと評せり

十二 東京に中央保護會社設立計畫の事

此の通信に對して、義捐金の少なきか爲めに、今日まで、實行の運に至らざるは、實に惜むべきことなりと評せり

十三 日本國に監獄學の進歩を圖る事

此の通信に對して、日本監獄學の進歩するは、全く大日本監獄協會の設あるに依れりと評せり

十四 醫師及救護師の事



屬船を巡回すべし、其の他、曰はく何、曰はく斯く、  
どの文字、澤山に見ゆしか、惜しいかな、其の要領分  
明ならざりき

生は右の草橋を讀み終はりて、沈思默考すると久しく、  
已にして奮然として謂へらく、嗚呼此の船体の構造と、  
此の船員の規定、及、其の説明とを以て、情々推考す  
るに、此の船は、寧、最初より運轉するの意思なかり  
しものなるか、果して然らば、此の船中に在る數千の  
同胞が、其の生命と財産とを擧げて、船長に一任し置  
くの不幸こそ、誠に氣の毒千萬なれ、若、荏苒斯の如  
くにして、久しきに亘り、一朝颶風に遭遇せば、船長  
は、如何なる號令を下すとも、之を進退して、彼等の  
生命財産を保全するとは叶ふまじ、其の時こそ、彼同  
胞等は、空しく惡魚の腹を肥やすに至るべけれど、思  
はず大聲を發したるに、先に生を誘ひ來りし老爺は、  
忽焉として復來たり、生か口を掩ひて曰はく、止りよ、  
聲か高し、汝此の船の來歴を知らずや、若、聞かま欲  
しくは、我汝の爲めに語らんと、生謝して教を乞ふ、  
翁咳一咳して、靜かに説き出たして曰はく、抑、此の  
不動號の經歷は、其の昔素人巧者と云ふ人ありけり、  
其の人、此の船の構造に力を盡くししか、其の業未た

甚しきに至りては、羅針は、常に何れに向かひ居るか  
も氣付かずして、此船を司り居るを以て、彼等は此船  
の不完全、且、巨大にして、動かすべからざるを、城  
廓に構へ、組織其の當を得ざるを猶となし、他の攻撃  
を防ぎ、且、以て自己等の不勉不才を掩ふに汲々たり、  
さればおそ、名詮自稱、即、不動号の名を博するに至  
りしも、亦、是非もなきとともなり、

尤、是迄熱心、且、熟練なる運轉手等、偶々ありて、此の  
名稱の存するを慨き、此を動かすか、又は破壊せんと、  
企謀したれども、船長も亦不動号を代表するの人なれ  
ば、頑として動かさざるより、此の運轉手等、敢て之れ  
を動かさんどせば、自己の生命を失ふは、未たしも、  
多くの乗客の安危にも拘はる慘劇を演せんことを慮り、  
躊躇悽愴巡れして、曾て實行せしものなかりしか、其の  
運轉手等は、敬して遠ざけらるゝか、又は、自から此  
の船に在るを屑しとせず、或は身を海に投し、或は陽  
山に登り古墳に擬せしを以て、其の残れる者は、所謂  
割れ鍋に綴り蓋てふ膠の如く、其の釣合、頗る、妙な  
れば、此の名稱を脱するの期は、蓋、逆浪怒濤逆巻く  
海嘯の、此の船を襲ひて、粉な微塵に碎き去り、乗込  
員は、総、海底の藻屑と化する時節のあつんのみと、

半ならずして、業を其の子に譲り、其の子亦た父の名  
を尋き、種々工風を凝らし、或は變し、或は更り、機  
々に模様を拵へたりしか、此の子亦中途にして之を放  
棄せしかば、孫之を引受け、亦、祖父の名、即、素人  
巧者の名義を襲ひて、該業に従事せしも、未だ幾干な  
らすして、又、止みたり、斯くて、星移り年代はりし  
か、或る年間の交、東西南北と云ふ國より、改良風と  
云ふ一種の流行病、我が國の都會に、尤、多く輸入せ  
り、抑此風は、極めて猛烈なる悪性にして、最も感染  
し易く、且、一度感染するときは、俄に、激熱を發し、  
精神は忽、恍惚として、夢の如く、又現の如く、氣は  
抜けて餓の如く軟化す、故に、一旦此の風に感するど  
きは、其の國の人情風俗を察せず、利害得失を考量せ  
ず、事の適否に頓着せず、曰はく、甲國の風可なり、  
曰はく、乙國の風、又、可、曰はく、丙國の風、最、  
善し、曰はく、戊國の風、尙更結構と、毫も斟酌する  
となく、改良々々ど、暗雲に増減變更せしより、斯か  
る進退の不自なる虚船、否、巨船を造出せしに至り  
しなり、而して、其の改良てふ風は、最、劇しく、此  
の船中に感染せし爲め、今日の船長、運轉手等は、其  
の熱、未、醒りずして、船を遊びへき針路も知らず、

言終はりて、惘然として歎して曰はく、其の期何日か  
來たらん、我汝と共に亡びんと、遂に去りて其の行く  
所を知らず、生呆然啞の如く又、言ふ所を知らず、時  
々鏘々遠山の寺鐘、陰雲漠々の間に送られ、幽に枕上  
に響きぬ、驚き覺めて、頭を回らせは、一種の寒燈微  
に身邊に映し、四境閑として聲なく、轉、凄然として  
體自顛ふ、而して身はこれ天涯孤旅の客、這は之南柯  
の夢なりき、聞くななく、夢は五臓の勞れなりと、不  
知正夢か、果して有耶無耶

●變名署長

四國猿 變名

變名署長とは如何なるものに、これ某監獄の署長に  
付したる名稱にして、其の名の起因は、一年三百六十  
五日の中に、再三再四囚徒を逃走せしめしより、監獄  
の社會にては、之に變名を奉りて、幽霊の署長となん  
いへりとか、さても氣の毒のほどやいはん（これは  
或支署のことと承知し給へかし）

●流行語

東京 伊丹延郎 投す

紫藤牡丹競うて、白櫻の塵を拂ふ、  
右は、攝州地方の流行語なり、余は何の意味たるを知  
らず

# 水 説

## ●寂滅爲樂

風園和尙

春秋夏冬、思へばいづれ面白からぬぞ、春は其の中にもつとし、人は花見にど上野に戯れ、飛鳥山に狂へど、妻が身は汗染みたる獄衣を被ぎ、菰一席に、總身は凍水の如くにて、ハンケチの縁縫ひに忙しく、頑是なき嬰兒の飢を凌ぐ間も哀れ、女にゐるまじき者と、見もし聞きもせん人は、さぞや笑ひ給ふべし、オ、コレ竹坊、黑白も分かぬ其方にまで、かゝる苦勞をさすると、これ皆母が悪事の報、妻が亡からん後は、如何にともして、其方の祖父機祖母様に邂逅ひ、身が悪行を詫びて給へ、あはれ此の身は、元分限者の娘とて、何不自由もなく暮らししに、如何なる天魔の魅りけん、常日頃家に入りの金作殿と、つひした事が縁とななり、情なや、終に親御の耳に入り、聴かぬ氣性の父上の、斬つて棄てんとまで怒らせ給ふを、情も深き母上の、仲

因果は子に報い、人非人なる此の母の、腹に生まれし竹五郎、父と母との面影を、見知りて過ますか可憐の者、今夜限りの死別かれ、許してくれよこれこの子と、嬰兒抱きしめ打ち伏して、前後正体泣くのみなり。

夜は深々と更け渡り、木々の梢に鳴く鳥も、眠に落ちしかいと静に、遠寺の鐘の音は、鏗々として無常を告げ、庭前の縁なす榊柳も、いつしか色を失なひて、見る者皆憂を帯びぬ、時しも二時頃にやありぬらん、女



## 獄事彙報

●取消 本會雜誌第六十七號獄事彙報欄内、客年十一月卅日發兌福島民報紙上掲出の紅蓮女史なるもの投書に係る監獄署長に物申さん云々の事項は虚構の事實なる旨白河郡白河町兒玉平次郎氏より申來り候に付取消仕候也

續にて、命ばかりは助かりぬれど、人に合はせん面なく、連れ添ふ男の手をとりて、知邊もあふぬ東海道、静岡近き田川村に、爲す事もなく暮らししか、途に湖口の道も絶え、悪ど知りつゝ、思ふ男の爲めなりと、我か田へ水を引舟街道、絹屋と云へる呉服店に、今思へば恐ろしくも放火して、家内の騒ぎにどり紛れ、目ぼしき品を五六反、盗み出しを手初めに、日毎につの悪行に、今は夫に見放され、意見もえせず叱りもせず、妻が爲せるまゝに捨て置かれける程に、これを幸に金あれば、忽ち家を抜け出でて、類は友を寄せ集めて、衰彦道に夜を更し、角燈の光微に見とむれば、姿をくらまし、影消ゆれば又集まりて、修業重なれば愈々面白く、人に姉御、くど立てらるゝ嬉しさに、我身を忘れたの徹夜は常。

積悪の家に餘殃ありとは、實に妻が身の上のとぞかし、日に益し、月に重なる悪行に、身は縛の繩の耻、受けて口惜しき此の身の果、今更悔ゆども甲斐くれに、眼は開けながら盲目の、闇に迷ふに異ならず、まして

壁に響く怪しの物音、看守の役人聞きつけて、何事なとんと扉を開けば、こほそも如何に、そも如何に、お友と呼ばれし女囚の一人、梁につるしし細帯に首を絞りて、哀れや冥府の鬼と化しぬ、役人もいと不便に思ひて、鼻打ちかみつゝ、遺書もやあると索ねれば、只一つの辭世の歌出でけり。

死ぬ身にも、心にかゝる嬰兒の、  
後や如何にと、思ひ過おして



●高知監獄囚徒取締紀律の嚴施 神谷典興主任以來監獄署内百餘の取扱ひ振り嚴重にして本年二月三日男囚十七名女囚五名に賞状各一個宛を授與したり懲罰は目下大いに嚴施せり紀律遵守の慣行を養成せんが爲なり而して一月中の懲罰度数は千〇六十度にして、其紀律の重なるものな響くれば、雜誌二百九十七人、実勢を亂したるもの二百四十八人、囚正坐中着衣を以て足等を包みしもの四十人等なり、又監獄構内の各出入口に同様の體にて、西方より閉閉するを得る錠前を付したるに、夜間取締上利益多しと無論歎くありたきものなり



●衛戍監獄 陸軍新成監獄は舊規則改正となりしに依り名古屋同監獄の如きも大いに舊弊を一洗せんと目下編りに改良取調を爲し居る由又同監獄に大監し居る者現令下士兵共五十七名内未決三人(下士一入兵二人)にて従前に比し大いに其數を減少せし方なりと

(明治廿七年二月九日横濱貿易新聞)

●監獄支署存置の認可 横須賀小田原の監獄支署を繼續設置の件は客年勅令第百六十二號第三十六條に依り本縣知事へ認可ありし

(明治廿七年一月三十日宇都宮下野新聞)

●栃木監獄支署法律研究會 三浦支署長は見出しの如き會を組織し非番の看守押丁等を集め毎土曜日曜の両日を以て開會し第一刑法民法刑事訴訟法其他囚人の取扱ひ監獄一切の事務等を研究する都合にて其初會を去る廿七日即ち土曜日を開き翌廿八日の日曜にも開きたりといふ

(明治廿七年一月廿八日松本市信濃)

●監獄吏員は品行を正ふすべし 監獄署に勤務する吏員は勤めて品行を正ふし別けても粗雑な舉動あるべからず若し家内に於て酒興の事とは云へ不平の餘り妻女を打擲するなど荒ららしき舉動あるもの習性となれば囚人の命を用ひざる際時としては毆打する事なしとも限られず去る頃も當地土井尻南中小路北側中程に寄留の某には來客中の仕向け躰きさて何が大ゴマゴマを道かししたとあり是れは酒狂の爲めと云へ懼むへき一事なりと眞偽は知らず

(明治廿七年二月九日高田市高田新聞)

●監獄鞋 當監獄署に於て製出せる鞋は先年と比較して製造級質に且つ見事なる由掲載せしが右は地方に販賣する品にあらずして遠く北海道へ輸出するものなるが新入監者乃至は手馴さる者もありて其恰好等は難形に遺せされは何回にても検査の上仕直さしめて精製するものなれば當下監獄鞋の聲價高きその販路日に加はる次第なりとぞ

(明治廿七年二月十五日讀賣新聞)

●清浦司法次官辭職の原因 清浦氏が辭職の決心あるは疑ふ可らざる事實にて我社員が清浦氏と親交ある某氏に就て聞く處によるとも清浦氏が辭職の決心は動かし可らざるものあり唯々内閣が種々の事情よりして之を引止めんと試み居るにのみ今以て其手續を速よに至らざれば早敷

其地位を去るべきもさば免る可らざる次第なりといふ今清浦氏が辭職の決心をなすに至りたる原因を問くに氏は監獄習國庫支辨の事に付ては其發頭人といふべき人ゆゑ最初より熱心にて之を主張し終に松方内閣の如き之を以て解散の一條件となしし程なりと其後内閣は大に老成なる人を以て組織せらるゝと同時に先づ成丈議院多數の意見に反抗せざるの策を謀るに至りしにぞ監獄習國庫支辨の事の如きは自ら冷淡な議會に提出するに至りしにぞ監獄習國庫支辨の事の如きは自ら冷淡となり國民協會が政府反抗の勢を増すと共に其の問題は殆ど内閣反對黨の意見として取り扱はるゝに至りたり是れ即ち清浦氏が現内閣の方針を悦ばざるに至りたる一大原因にして殊に政府が條約履行の編縮を防禦するがため條約改正を急ぐの意あるにも係らず條約改正に條件として最も必要なる監獄の改良即ち監獄費を國庫支辨として賦制を改訂するを力めざるは氏の最も苦々しく思ひ居る處なるにより屢々當路の人々に向て忠告したることありたれども其意見は容易に生じたるべき撰權も見せざれば夫れ等の事情重なり來りて辭職の意を生じたる次第なりといふ尤も某官人の干渉、干谷判事の事件等も亦其決心を固めたる原因ならんといふ説あれど氏が辭職の念を發したるは決して區々たる小事件のみにあらず全く前記の如く大體の方針に付意見を異にしたる爲なりと聞きぬ

(明治廿七年一月廿日新潟市新潟新聞)

●小泉典獄に金杯を贈る 此程來任ありし本縣典獄小泉保直氏は久しく神奈川縣典獄を奉職せし人なるが此程神奈川縣監獄署請假は氏在任中の恩遇に酬ゆる爲め先頃東京銀座の天寶堂へ注文し瀧和昇氏の贈ける松竹梅の圖を香川勝廣氏に彫刻せし三つ組金盃へ「明治廿六年秋神奈川縣典獄小泉君保直去職下僚相呈呈之禮以謝寵靈之誼」と兼休して表はしたるものにて頗る見事なるを贈りしといふ

(明治廿七年一月十八日東京日新聞)

●外資の監獄參觀 貴賓會にては目下來訪中なる和蘭の金滿家ボートルム一氏痛逸醫學博士ゴールドナツチエル氏を紹介して石川島監獄支署一覽の備習視察に出願せしに由り本日參觀を許可せる由

# 豫約請負廣告

## ◎名籍原簿

西洋本クローズ  
脊皮上等綴  
小口一枚 金三錢五厘



右名籍原簿は巻頭第壹集を本紙を稍々長くし其長き所に種目の欄を印刷し之を折込置き而して本紙は裏に種目を除き印刷すべき所のみを御訓令の體形通り三欄に別ち印刷致し置き候得ば御使用の時は巻頭種目を印刷し折込置きたる物を引延し置き本紙に御記入相成時は項目の地所登載にて其紙終結に至る迄裏紙符合致す様調製致したる物にて御想像の外なるべく至つて美觀堅牢にして恐らくは御想像の外なるべくと存じ候

## 囚人身分帳

五百部以上番部にて金六錢  
千部以上全 金五錢  
刑事被告人々名録。囚名目録。刑一  
事被告人出監簿。放免原簿。囚人  
出監簿。死亡帳。假出原簿。

右各帳簿類各監獄署より陸軍御註文の榮を賜はり目下調製中に御座候に就而は此際各御監の御便利を計り身分帳(表紙)を除き中身に限り及び各帳簿類何れにても一集五毛(但半額のものは一厘五毛)の割合にて印刷出来居候に付御註文に應じ可申且つ名籍原簿以下は御監により枚数の多少も可有之に付御都合に依り製本御望みに候はゞ本監製本も精々特價を以て調製可仕候御座候に過日御發布に相成候に付不申候得共寸毫の相違も無之候御座候可仕候尤別段御願合は爲監獄官御所に於て監獄に關する書籍及諸帳簿は熱心致候様所にて本帳は内務省御訓令の體形に基き熱心の定儀を以て調製仕居候間御入用の難尤も監名欄に於て御中越次第直に調製御送付可致候御座候に御座候に御註文有之候節は其旨詳

監獄署御出所  
東京並本活版所  
池田宗平

